

令和7年度
子ども家庭課業務運営指針

令和7年4月
印西市

目次

第1章 印西市の概要と現状.....	4
1. 印西市の概要.....	4
2. 印西市の市民生活を表す指標.....	4
(1) 出生.....	4
(2) 死亡.....	4
(3) 転入.....	4
(4) 転出.....	5
(5) 婚姻.....	5
(6) 離婚.....	5
(7) 世帯当たり人員.....	5
(8) 平均年齢.....	5
3. 人口構造.....	6
(1) 年齢別人口（3区分人口、19歳までの人口詳細）.....	6
(2) 人口ピラミッド.....	6
4. 医療資源.....	7
(1) 市内医療機関数（令和7年4月現在）.....	7
(2) 助産所（令和7年4月現在）.....	7
(3) 市内歯科医療機関数（令和7年4月現在）.....	7
5. 印西市組織.....	7
(1) 子ども家庭課（こども家庭センター）.....	7
(2) 市組織および関係課との取組.....	9
第2章 事業の主な関連計画での位置付け.....	11
1. 市の関連計画の体系図.....	11
2. 総合計画.....	11
3. 印西市こども計画.....	12
4. 第3次健康いんざい21～健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～.....	12
第3章 事業概要.....	14
1. 予算事業概要.....	14
2. 詳細事業一覧.....	17
3. 重点目標.....	19
第4章 詳細事業別令和7年度運営指針.....	21
1. 児童相談係事業.....	児童相談係の所管する児童福祉事業につきましては、健康
児童虐待防止.....	づくり推進協議会の審議対象外の事業となるため割愛させ
ヤングケアラー支援体制強化事業.....	ていただきます。

家庭児童相談.....	児童相談係の所管する児童福祉事業につきましては、健康づくり推進協議会の審議対象外の事業となるため割愛させていただきます。
親子関係形成支援事業.....	
子育て世帯訪問支援事業.....	
母子生活支援施設及び助産.....	
2. 子ども包括支援係.....	28
妊娠届および母子健康手帳の交付.....	29
ぽこあぽこアンケートおよび面談ぽこあぽこ.....	30
妊婦のための支援給付.....	31
子育て応援ガイド.....	32
妊婦訪問妊婦訪問.....	33
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは助産師電話）.....	34
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）.....	35
子育て短期支援事業.....	36
養育支援訪問事業.....	子ども包括支援係の所管する事業は母子保健事業と児童福祉事業に分かれており、以下の事業につきましては、健康づくり推進協議会の審議対象外の事業となるため割愛させていただきます。
子育てヘルプサービス事業.....	
産後ケア事業.....	
印西市助産師連絡会.....	
ケースワークその他相談に関すること（他課調整ワーク・ドアップ）.....	41
3. 母子保健係.....	42
1歳6か月児健康診査.....	43
3歳児健康診査.....	44
2歳児歯科健康診査.....	45
5歳児相談.....	46
専門職による事後指導.....	47
ころころ相談（乳児相談）.....	48
児童館等での相談事業（はぐくみ相談）.....	49
健康育児相談（来所、電話相談）.....	50
SNSを活用した妊娠子育て支援事業.....	51
思春期保健事業.....	52
プレコンセプションケア.....	53
プレママクラス・まんぼ★ぼあ.....	54
当事者グループ支援（多胎・口唇口蓋裂）.....	55
離乳食教室.....	56
おいでヨ！（集団での育児支援事業）.....	57
就学時健康診断歯科健康教育、就学時健康診断栄養健康教育.....	58
妊婦歯科健康診査.....	59

学校歯科保健指導.....	60
保育園・幼稚園等歯科健康教育.....	61
親子食育教室.....	62
出前講座・依頼教育.....	63
地区活動に関すること.....	64
災害時の助産対策.....	65
妊婦・乳児健康診査.....	66
産婦健康診査.....	67
新生児聴覚スクリーニング検査.....	68
1 か月児健康診査.....	69
多胎妊婦健康診査費用助成.....	70
低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成.....	71
不育症治療費助成事業.....	72
巻末1 印西市こども家庭センター憲章.....	73
巻末2 参考条例・規則・要綱等.....	79
○印西市こども家庭センター憲章.....	79
○児童福祉法施行細則.....	80
○印西市子ども虐待防止対策協議会設置要綱.....	98
○印西市子育て世帯訪問支援事業実施要綱.....	104
○印西市子育てヘルプサービス事業実施規則.....	107
○印西市子育て短期支援事業実施規則.....	111
○印西市産後ケア事業実施要綱.....	115
○印西市妊婦のための支援給付事業実施要綱.....	119
○印西市妊婦健康診査実施要綱.....	122
○印西市乳児健康診査実施要綱.....	129
○印西市新生児聴覚スクリーニング検査事業実施要綱.....	135
○印西市産婦健康診査実施要綱.....	138
○印西市多胎妊婦健康診査費用助成実施要綱.....	141
○印西市不育症治療費等助成事業実施要綱.....	143
○印西市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業実施要綱.....	146
○印西市1 か月児健康診査実施要綱.....	148
○印西市歯と口腔(こうくう)の健康づくり推進条例(健康増進課所管).....	151
○印西市健康づくり推進協議会設置条例(健康増進課所管).....	154
○印西市保健専門部会設置要綱(健康増進課所管).....	156
巻末3 評価指標の説明.....	159

巻末2 参考条例・規則・要綱につきましては、資料のボリュームの都合上割愛させていただきます。

第1章 印西市の概要と現状

1. 印西市の概要

印西市は、東京都心から約40キロメートル、千葉市から約20キロメートル、成田国際空港から約15キロメートルに位置し、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼、北部を利根川に囲まれ、標高20から30メートル程度の下総台地といわれる平坦な台地と、沼及び河川周辺の低地により構成されています。

平成22年3月23日に印西市・印旛村・本埜村が合併し、新しい印西市となりました。

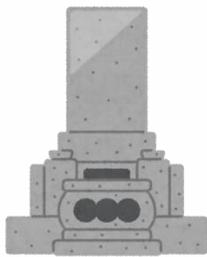
千葉ニュータウン地域は強固な地盤と質の高い都市基盤を背景に、住宅、企業及び大型商業施設が集積する一方で、良好な農地、里山などの豊かな自然、地域で受け継がれている伝統行事や歴史的建造物も各所に数多く残されており、自然と調和した都市環境、古くからの歴史と新しい文化の調和が市の特長です。

2. 印西市の市民生活を表す指標

(1) 出生

	年度	出生数(人)	出生数/日(人)
	令和5年度	887	2.42
	令和4年度	903	2.47
	令和3年度	905	2.47
	令和2年度	860	2.35
	令和元年度	856	2.34

(2) 死亡

	年度	死亡者数(人)	死亡者数/日(人)
	令和5年度	916	2.50
	令和4年度	923	2.53
	令和3年度	766	2.09
	令和2年度	789	2.16
	令和元年度	781	2.13

(3) 転入

	年度	転入者数(人)	転入者数/日(人)
	令和5年度	6114	16.70
	令和4年度	7371	20.19
	令和3年度	5519	15.08
	令和2年度	5981	16.34
	令和元年度	7424	20.28

(4) 転出

	年度	転出者数 (人)	転出者数/日 (人)
	令和5年度	5184	14.16
	令和4年度	5284	14.48
	令和3年度	3597	9.83
	令和2年度	3766	10.29
	令和元年度	5111	13.96

(5) 婚姻

	年度	婚姻件数 (件)	婚姻件数/日 (件)
	令和5年度	602	1.64
	令和4年度	631	1.73
	令和3年度	699	1.91
	令和2年度	713	1.95
	令和元年度	829	2.27

(6) 離婚

	年度	離婚件数 (件)	離婚件数/日 (件)
	令和5年度	217	0.59
	令和4年度	212	0.58
	令和3年度	197	0.54
	令和2年度	201	0.55
	令和元年度	229	0.63

(7) 世帯当たり人員

	年度	1世帯当たり人員(人)
	令和5年度	2.6
	令和4年度	2.6
	令和3年度	2.6
	令和2年度	2.5
	令和元年度	2.5

(8) 平均年齢

	年度	平均年齢 (歳)
	令和5年度	44.1
	令和4年度	44.1
	令和3年度	44.0
	令和2年度	43.8
	令和元年度	43.8

出典:各年データいんざい

3. 人口構造

(1) 年齢別人口（3区分人口、19歳までの人口詳細）

令和7年4月1日人口（人）

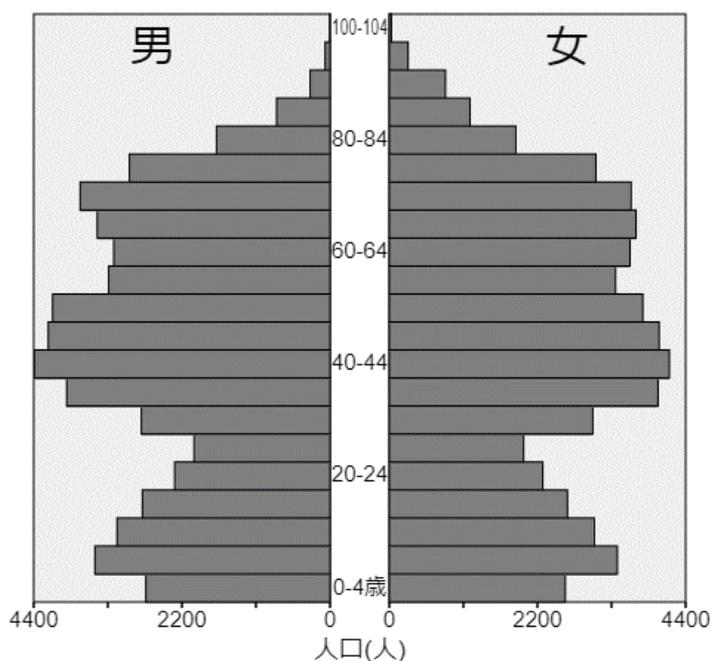
年齢	男	女	合計
年少人口	9,969	9,626	19,595
(0-15歳)	18.0%	17.1%	17.5%
生産年齢人口	32,438	32,217	64,655
(16-64歳)	58.5%	57.1%	57.8%
高齢人口	13,000	14,545	27,545
(65歳以上)	23.5%	25.8%	24.6%
合計	55,407	56,388	111,795

年齢	男	女	合計
0	405	404	809
1	505	509	1014
2	583	508	1091
3	585	604	1189
4	656	589	1245
0~4	2734	2614	5348
5	664	667	1331
6	688	709	1397
7	716	714	1430
8	751	654	1405
9	673	643	1316
5~9	3492	3387	6879
10	697	650	1347
11	648	599	1247
12	622	609	1231
13	580	608	1188
14	617	580	1197
10~14	3164	3046	6210
15	579	579	1158
16	580	536	1116
17	552	544	1096
18	526	490	1016
19	550	496	1046
15~19	2787	2645	5432

データ元：住民基本台帳
 （健康増進課がDSKから提供されているデータを加工）

(2) 人口ピラミッド

人口ピラミッド（令和7年4月1日現在）



データ元：住民基本台帳
 （健康増進課がDSKから提供されているデータを人口ピラミッド作成サイト [谷謙二研究室](#)（埼玉大学教育学部人文地理学）で加工）

4. 医療資源

(1) 市内医療機関数（令和7年4月現在）

区分	合計数	小児科（再掲）	産婦人科（再掲）
病院	3	2	1
診療所	52	4	4
合計	55	6	5

(2) 助産所（令和7年4月現在）

1か所

(3) 市内歯科医療機関数（令和7年4月現在）

区分	合計数
病院	1
診療所	38
合計	39

5. 印西市組織

(1) 子ども家庭課（こども家庭センター）

① 施設概要

名称：コスモスパレット印西（中央駅前地域交流館）

住所：印西市中央南1-4-3

開設：令和7年4月1日（令和7年1月23日竣工）

所管部屋：パレットⅡ

2階 事務室（書庫、倉庫）、集団指導室、健診室、問診室、
収納室、診察室1.2、検査室1（視力・運動・発達）

検査室2（聴力）

待合スペース、相談室3.4.5、親子相談室

3階 プレイルーム

パレットⅠ

2階 調理準備室

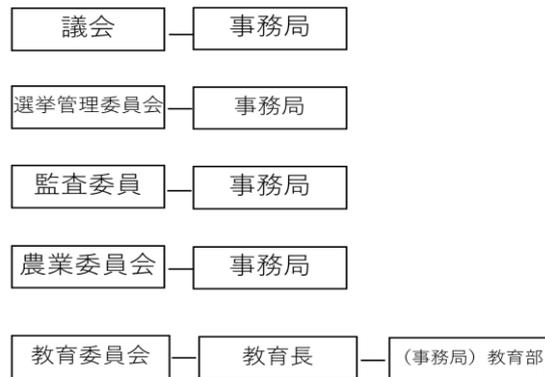
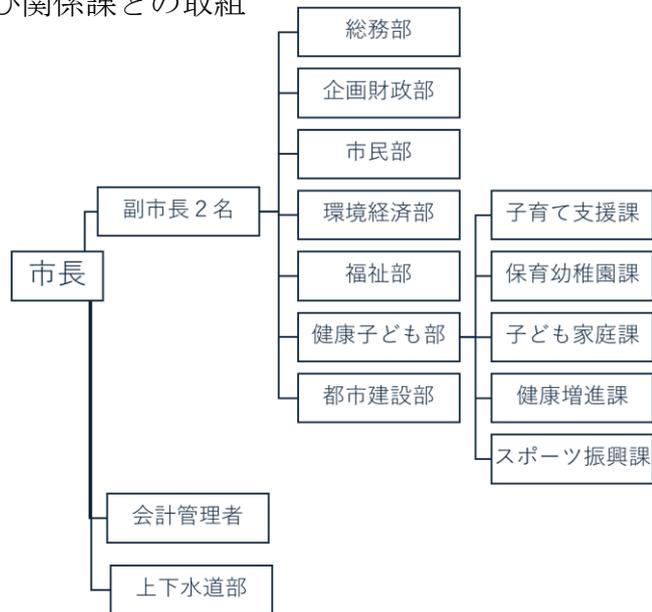
② 職員等の状況

(令和7年4月1日現在)

職種	課長	課長補佐 (統括支援員)	児童相談係		子ども包括支援係	
			正規・任期	会計年度	正規・任期	会計年度
一般事務			1		2	1
保健師		1	1		2	1
助産師					2	1
看護師						5
管理栄養士					1	
栄養士						
歯科衛生士						
理学療法士	1					
社会福祉士			2			
家庭相談員			2			
こども家庭支援員			2			
合計	1	1	8		7	8
職種	母子保健係		課合計			
	正規・任期	会計年度	正規・任期	会計年度		
一般事務	1	2	4	3		
保健師	3 (育休1)	7	7 (育休1)	8		
助産師	1	2	3	3		
看護師	1	4	1	9		
管理栄養士	3	5	4	5		
栄養士		4		4		
歯科衛生士	3 (育休1)	4	3 (育休1)	4		
理学療法士			1			
社会福祉士			2			
家庭相談員			2			
こども家庭支援員			2			
合計	12 (育休2)	28	29 (育休2)	36		

(2) 市組織および関係課との取組

① 組織図



② 主な関係課等との取組内容

課名	関係	取組内容
健康増進課	😊	生涯を通じた健康づくり、医療対策、感染症対策業務。母子保健との関連性・連続性が高い。
	⏪	「第3次健康いんざい21～健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～」所管課。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
子育て支援課	😊	こども医療費助成受給者券、未熟児医療費助成、児童手当、児童扶養手当等を所管。 子育てに困難を抱えるケースに受給券で利用できる訪問ステーションを紹介。
	⏪	子育て支援の中核事務を担う。「いんざいこども計画」所管課。 ブックスタート事業の案内を乳児相談案内に同封。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。

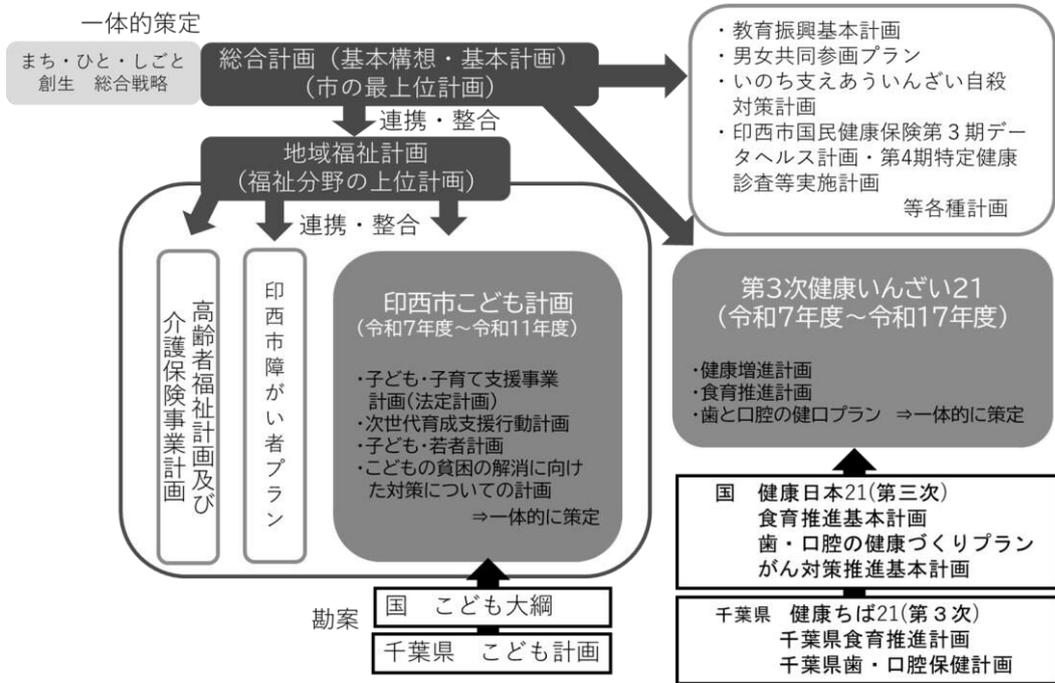
課名	関係	取組内容
子育て支援課	♥	DV 相談対応において、子どもがいる家庭では児童虐待も併せて関わる場合が多い。 コンシェルジュ、児童館等（4館）とは定期的に情報交換等を行い、育児支援を行っている。
児童館、子育て支援センター	😊	市運営は4館。この他、指定管理者運営、民間保育所運営あり。
	♥	市運営4館及び総合福祉センターの計5か所で定期的に相談事業を実施。
保育幼稚園課	😊	保育園、幼稚園に関する事務を執り行っている。 対象者の情報確認や対応方法の調整を行うことが多い。
	⏪	医療的ケア児や支援を必要とする児の入園について支援している。入園決定後に園とのケース会議に出席することがある。理由不明の退園児がいた時に依頼により訪問を実施する。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
	⏩	健康診査に来所せず、状況が不明な児がいる場合に所属等を照会することがある。
障がい福祉課	😊	発達障害、身体障害、精神障害関係事務を所管。相談支援事業所に関する情報把握。
	⏪	妊婦の駐車区画利用証の交付に協力。複雑化したケースの基幹型相談支援事業所への相談依頼について相談している。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
子ども発達センター	😊	成長や発達に心配のある就学前のお子さんに相談・指導・療育を行っている。
	⏪	子ども発達センターにつながるまでのサポートや受給者証申請のための医療機関紹介、児に合う児童発達支援の提案をしている。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
社会福祉課	😊	生活保護、民生委員、保護司関係事務を所管。地域福祉計画所管課。
	⏪	印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
高齢者福祉課	⏪	印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
	😊	学校教育の指導方針の立案や指導助言、学校保健に関する事務を所管。
	♥	思春期保健について協力して実施している。
生涯学習課	⏪	5課担当者会議に参加し、成長・発達に関する取組みを横断的に実施することへ協力。学校歯科保健での協力。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
	😊	出前講座、家庭教育学級、青少年健全育成に関すること、放課後子ども教室、学童クラブに関することを所管。

関係欄記号の意味

- 😊 : 子ども家庭課と関係が深い業務の説明 ⏪ : 子ども家庭課から関係課への協力
 ⏩ : 関係課から子ども家庭課への協力
 ♥ : 子ども家庭課と関係課が協同して実施していること

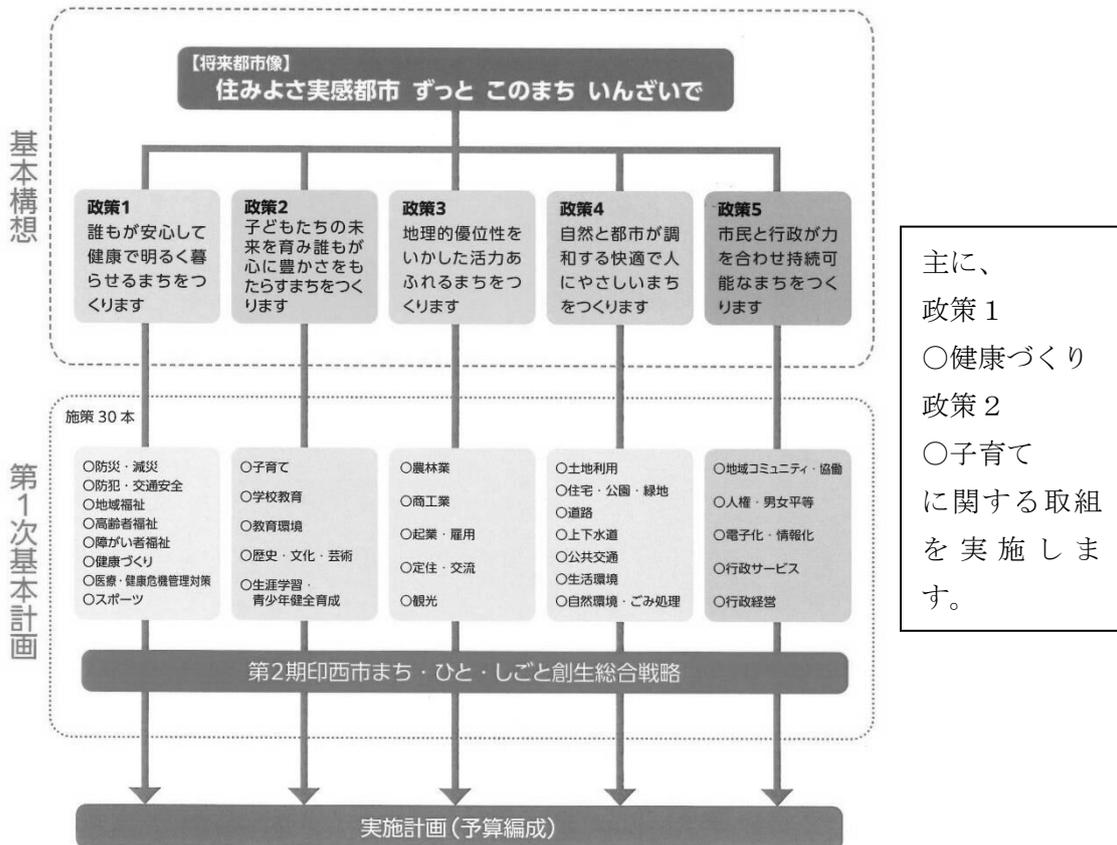
第2章 事業の主な関連計画での位置付け

1. 市の関連計画の体系図



2. 総合計画

計画期間 令和3年度～令和12年度



3. 印西市こども計画

計画期間 令和7年度～令和11年度
関係法令 子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こども基本法（こども大綱を勘案）、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

基本理念 未来をともに創る すべてのこどもが健やかに幸せに育つまち いんざい

施策の体系

※網掛部の施策の展開に子ども家庭課事業が位置づけられています。

分野	基本目標	施策の展開
① ライフステージ別の支援	1 成長に応じて切れ目なく支援する	1 こどもの誕生前から幼児期
		2 学童期・思春期・青年期
② ライフステージを通じた支援	2 すべてのこどもの幸せな成長を支援する	1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり
		2 困難な状況にあるこどもや家庭への支援
		3 こどもの権利を守る取り組み
		4 こどもの安全を守る取り組み
③ 子育て当事者にやさしい社会	3 こどもの育ちを社会全体で支える	1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減
		2 地域子育て支援と家庭教育支援
		3 共働き、共育での推進とひとり親家庭への支援
④ 子ども・子育て環境の整備	4 安心して子育てできる環境をつくる	1 教育・保育の提供区域と提供施設
		2 教育・保育の量の見込みと確保対策
		3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
		4 その他の基本的な取り組み

4. 第3次健康いんざい21～健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～

計画期間 令和7年度～令和18年度
関係法令 健康増進法、食育基本法、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）（歯・口腔の健康づくりプラン）

基本理念 めざす健康 大切な食 よい歯いきいき みんなが笑顔

施策体系

※全ての分野において、妊産婦、乳幼児期を中心に取り組みます。

計画	分野	施策の方向性
健康増進計画	1 身体活動・運動	1-1 日常生活における身体活動の促進
		1-2 運動の習慣化
	2 たばこ・アルコール	2-1 禁煙・受動喫煙防止
		2-2 適正な飲酒
	3 こころの健康	3-1 こころの健康づくり
		3-2 睡眠の質の向上
	4 健康管理と生活習慣病予防	4-1 定期的な健康チェック
		4-2 生活習慣の改善
	5 健康づくりと地域のつながり	5-1 自然に健康になれる環境づくり
		5-2 人や地域、関係者の結びつきの強化（ソーシャルキャピタル）
食育推進計画	6 健康的な食生活	6-1 規則正しく栄養バランスのよい食事の実践
	7 野菜の摂取	7-1 野菜摂取の促進
		7-2 地産地消の推進
	8 豊かな食生活	8-1 食を大切にする心の育成
8-2 食育推進体制の強化		
健康と口腔のプラン	9 むし歯と歯周疾患	9-1 むし歯、歯周疾患の予防
	10 口腔機能	10-1 口腔機能の維持

第3章 事業概要

1. 予算事業概要

03 民生費 03 児童福祉費 01 児童福祉総務費

【子育てヘルプサービス事業】（子ども包括支援係）

一時的に家事、育児等の支援が必要な世帯に、ホームヘルパーを派遣することにより、保護者と児童等の生活の安定を図りゆとりある子育てを支援する。

特定財源：子育てヘルプサービス利用者負担金（1時間当たり600円）

※生活保護世帯減免措置あり。

【子育て短期支援事業に要する経費】（子ども包括支援係）

保護者の疾病等の理由により、家庭において一時的に養育が困難となった場合等に、施設又は里親において養育を行うことにより、児童及び家庭の福祉の向上を図る。

特定財源：児童福祉費補助金（国・県各1/3）

子ども・子育て支援交付金

子育て短期支援利用者負担金（委託料の1/2）

※生活保護世帯・非課税世帯減免措置あり。

【子ども家庭総合支援拠点事業】（児童相談係）

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、相談対応、調査、訪問等による継続的な相談援助を行う。

子育て家庭の不安や悩みの解消に向け、相談体制の整備充実に努める。

児童虐待防止の啓発及び関係機関との連携による早期発見・早期対応に努める。

特定財源：児童福祉費補助金（国2/3・県1/6、国1/3・県1/3）

子ども・子育て支援交付金

【子育て世帯訪問支援事業に要する経費】（児童相談係）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯の居宅を、家事等の支援を実施する者（訪問支援員）が訪問し、家事・子育て等の支援を実施する。

特定財源：児童福祉費補助金（国1/3・県1/3）

子ども・子育て支援交付金

【産後ケア事業に要する経費】（子ども包括支援係）

産後ケアを必要とする産婦及びその乳児に対して、休養の機会を提供し、出産後の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、育児支援等の必要な支援を実施することにより、安心して子育てができる支援体制を確保する。

特定財源：児童福祉費補助金（国 1/2・県 1/4）
子ども・子育て支援交付金

【こども家庭センター事務に要する経費】（子ども包括支援係）

こども家庭センターの運用に係る諸経費。令和7年度より子ども家庭課が千葉ニュータウンの複合施設へ移設することに伴い、消耗品費等の諸経費が発生するもの。

特定財源：学生実習に係る費用

【母子生活支援施設及び助産施設入所に要する経費】（児童相談係）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子の、監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、これらの者を母子生活支援施設において保護する。

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合に、助産施設において助産を行う。

特定財源：①児童福祉費負担金（国 1/2・県 1/4）
母子生活支援施設等入所費負担金
②児童福祉費負担金
母子生活支援施設等入所者負担金

04 衛生費 01 保健衛生費 03 母子衛生費

【妊婦等包括支援事業】（子ども包括支援係）

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう伴走型支援を充実し、多様なニーズに即した必要な支援を実施する。

特定財源：児童福祉費補助金（国・県各 1/3）
子ども・子育て支援交付金
妊婦のための支援交付金（国 1/10）
妊婦のための支援交付金

【母子保健事業】（母子保健係）

母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健事業を実施する。

特定財源：母子保健衛生費補助金（国 1/2）

母子保健医療対策総合支援事業補助金
事業参加者負担金

【不妊治療費助成事業】（母子保健係）

不妊症のために不妊症治療等を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の不妊症治療にかかる検査費及び治療費の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする

特定財源：なし

【こども子育て歯科保健事業】（母子保健係）

主に妊産婦、乳幼児、就学前までの子供と保護者を対象とした歯科保健事業を実施することにより、市民が健康で質の高い生活を営む基盤となる生涯を通じた歯科保健の実現を図る。

特定財源：なし

2. 詳細事業一覧

児童相談係

係	事務分掌	予算事業	詳細事業
児童相談係	児童虐待防止及び家庭児童相談に関する事	子ども家庭総合支援拠点事業	児童虐待防止
			ヤングケアラー支援体制強化事業
			家庭児童相談
			親子関係形成支援事業
子育て世帯訪問支援に関する事	子育て世帯訪問支援事業に要する経費	子育て世帯訪問支援事業	
母子生活支援施設及び助産施設への入所に関する事	母子生活支援施設及び助産施設入所に要する経費	母子生活支援施設及び助産施設入所事業	

子ども包括支援係

係	事務分掌	予算事業	詳細事業
子ども包括支援係	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業に関する事	妊産婦等包括支援事業	妊娠届および母子健康手帳の交付
			妊婦のための支援給付
			ぽこあぽこアンケート及び面談ぽこあぽこ
			子育て応援ガイド
			妊婦訪問
			乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは助産師電話)
			乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
			養育支援訪問事業
	子育て短期支援事業に関する事	子育て短期支援事業に要する経費	子育て短期支援事業
	その他包括的な支援に関する事	子育てヘルプサービス事業	子育てヘルプサービス事業
産後ケア事業に要する経費		産後ケア事業	
子ども家庭センター事業に要する経費		印西市助産師連絡会 ケースワークその他相談に関する事(他課調整・サポートプラン)	

母子保健係

係	事務分掌	予算事業	詳細事業	
母子保健係	母子の健康診査に関する こと	母子保健事業 ※2歳児歯科健康診査 についてはこども子育て 歯科保健事業	1歳6か月健康診査	
			3歳児健康診査	
	母子の保健指導に関する こと		2歳児歯科健康診査	
			5歳児相談	
	母子の健康相談に関する こと		専門職による事後指導	
			こころ相談(乳児相談)	
	母子の健康教育に関する こと		児童館等での相談事業(はぐくみ相談)	
			健康育児相談(来所、電話相談)	
			SNSを活用した妊娠子育て支援事業	
			思春期保健事業	
			プレコンセプションケア	
			プレマクラス・まんぼ★ぼあ	
			当事者グループ支援(多胎・口唇口蓋裂)	
			離乳食教室	
	母子の歯科口腔に関する こと		こども子育て歯科 保健事業	おいでヨ!(集団での育児支援事業)
				就学時健康診断歯科健康教育、就学時健康診断栄養健康教育
				妊婦歯科健康診査
	母子の食育推進に関する こと		母子保健事業	学校歯科保健指導
				保育園等歯科健康教育
地区活動に関すること (地区診断に基づく地区活動や 担当地区の個別支援)	親子食育教室			
	出前講座・依頼教育(依頼教育は母子の健康教育に関することにも該当)			
その他母子保健に関する こと	中央駅前児童館、そうふけ児童館、滝野子育て支援センター、いんば児童館、子どもふれあいセンター(総合福祉センター内)の5 エリアでの地区活動			
	災害時の助産対策			
	妊婦・乳児健康診査			
	産婦健康診査			
	新生児聴覚スクリーニング検査			
	1か月児健康診査			
	多胎妊婦健康診査費用助成			
	低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成			
不育症治療費助成事業	不育症治療費助成事業			

3. 重点目標

令和7年度については、以下の点を重点目標として取り組む。

(1) 災害時保健活動（周産期中心）訓練の実施【新規】

令和6年1月に、「みらいウィメンズクリニック」及び「千葉県助産師会」と災害時等の助産協定を締結した。これを契機として、実際の発災時に支援の手がスムーズに届く体制を構築するため、関係者の合同訓練を実施することにし、第1回目として、妊産婦・新生児対応を中心とした訓練を行う。

(2) ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】

市町村において、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法による実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）行うことが重要と示されているため、実態調査を定期的に実施する体制を整備する。

(3) 産後ケア事業の体制強化【変更】

より利用が拡大するよう（月齢の高い児についての利用含め）体制を強化するため、現状の調査を行ない、必要があれば、産後ケア施設改修費等支援事業や次世代育成支援対策施設整備交付金の利用について検討する。

産後ケア事業の内容の充実を図るため、委託料を含め、4か月児以降の児や多胎児の受入れについての加算状況及びキャンセル料の扱い等について近隣自治体の状況を把握し、今後の運営について検討する。

(4) プレコンセプションケア事業【新規】

若いうちから男女ともに将来の妊娠等も意識し、自分の心身の健康管理を行えるようにすることで、将来の健康を増進するとともに、望む人には妊娠・出産への適切な準備が出来るようになることを目的に妊娠も含めた健康に関する正しい知識の普及に努める。

【思春期保健】

・全体への教育メニューはあるが、早熟な児童生徒対策が担任、養護教諭の対応になっており、あるべき姿が検討されていない。これに対応するため、令和8年度から、学校と母子保健の合同研修（講話、意見交換会）を実施する方向で令和6年度に指導課と協議をしたため、具体的な方法、予算化を行う。

【妊娠に向けた健康教育】

・望まれる妊娠や良好な胎内環境を整え妊娠に備えるために必要な事柄などを周知する方法（内容、周知方法など）を検討する。

【不妊に悩む夫婦への対応】

- ・相談体制の整備

(5) 妊婦健康診査事業【新規】

妊婦健康診査では、妊娠中の母体と赤ちゃんの健康状態を確認し、病気の早期発見や発育の異常を把握することを目的に、14回分の受診券を配布しているが、医師の判断により、契約検査項目以外の検査を実施しているため、受診券を使用しても自費で支払う部分が出ている。

このことについて、母子保健専門部会の委員より、「昨今、経済的に困窮している妊婦が増えており、安心安全な出産のためにも、妊婦健康診査を確実に受けられる体制づくりを考えていく必要がある。出産応援給付金では他のことにお金を使ってしまう人がいるため、検査費用限定の助成が必要ではないか」との意見があり、また、議会一般質問においても公費負担の拡充を求める声があるため、現状把握、他市町村の取り組みの調査を行い、妊婦健康診査の内容として、「①安全な妊娠・出産に欠くことのできない検査」「②妊娠の過程を知ることで母性父性を育み、安心して妊娠期を過ごすための検査」「③医療機関等が出産場所として選定してもらえよう付加価値をつけるために実施している検査」に分け、②にあたるもので公費負担が適当な検査についての検討を開始する。

第4章 詳細事業別令和7年度運営指針

1. 児童相談係事業

児童虐待防止

ヤングケアラー支援体制強化事業

家庭児童相談

親子関係形成支援事業

子育て世帯訪問支援事業

母子生活支援施設及び助産施設入所事業

児童虐待防止

ヤングケアラー支援体制強化事業

家庭児童相談

親子関係形成支援事業

子育て世帯訪問支援事業

母子生活支援施設及び助産施設入所事業

2. 子ども包括支援係

妊娠届および母子健康手帳の交付

ぽこあぽこアンケートおよび面談ぽこあぽこ

妊婦のための支援給付

子育て応援ガイド

妊婦訪問

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは助産師電話）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

子育て短期支援事業

養育支援訪問事業

子育てヘルプサービス事業

産後ケア事業

印西市助産師連絡会

ケースワークその他相談に関すること（他課調整・サポートプラン）

妊娠届および母子健康手帳の交付

ぽこあぽこアンケートおよび面談ぽこあぽこ

妊婦のための支援給付

子育て応援ガイド

妊婦訪問妊婦訪問

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは助産師電話）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

子育て短期支援事業

養育支援訪問事業

子育てヘルプサービス事業

産後ケア事業

印西市助産師連絡会

ケースワークその他相談に関すること（他課調整・サポートプラン）

3. 母子保健係

1歳6か月児健康診査
3歳児健康診査
2歳児歯科健康診査
5歳児相談
専門職による事後指導
ころころ相談（乳児相談）
子ども子育て歯科相談
子ども子育て栄養相談
健康育児相談（来所、電話相談）
SNSを活用した妊娠子育て支援事業
思春期保健事業
プレママクラス
まんぼ★ぽあ
当事者グループ支援（多胎・口唇口蓋裂）
離乳食教室
就学時健康診断歯科健康教育
就学時健康診断栄養健康教育
妊婦歯科健康診査
学校歯科保健指導
保育園等歯科健康教育
親子食育教室
出前講座・依頼教育
災害時の助産対策
妊婦・乳児健康診査
産婦健康診査
新生児聴覚スクリーニング検査
多胎妊婦健康診査費用助成事業
低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業
不育症治療費助成事業
特定不妊治療費助成事業

1歳6か月児健康診査

3歳児健康診査

2歳児歯科健康診査

5 歳児相談

専門職による事後指導

ころころ相談（乳児相談）

児童館等での相談事業（はぐくみ相談）

健康育児相談（来所、電話相談）

SNSを活用した妊娠子育て支援事業

思春期保健事業

プレコンセプションケア

プレママクラス・まんぼ★ぽあ

当事者グループ支援（多胎・口唇口蓋裂）

離乳食教室

おいでヨ！（集団での育児支援事業）

就学時健康診断歯科健康教育、就学時健康診断栄養健康教育

妊婦歯科健康診査

学校歯科保健指導

保育園・幼稚園等歯科健康教育

親子食育教室

出前講座・依頼教育

地区活動に関すること

災害時の助産対策

妊婦・乳児健康診査

産婦健康診査

新生児聴覚スクリーニング検査

1 か月児健康診査

多胎妊婦健康診査費用助成

低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成

不育症治療費助成事業

卷末 1 印西市こども家庭センター憲章
こども家庭センター（子ども家庭課）内部規定

印西市こども家庭センター憲章

憲章作成目的

印西市こども家庭センター（子ども家庭課）は令和6年度に健康増進課の母子保健係と地域保健係、子育て支援課の児童相談係を統合して新組織として始動した。以下のこども家庭センター概要を機能的・効果的に実施するため、課職員が基本的理念として共通理解を図り、印西市のこども家庭センターとしての基本理念を継続（持続）するものとする。

【印西市こども家庭センター概要】

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関である。

○法根拠 改正児童福祉法第十条の二第二項各号、改正母子保健法第二十二条

*印西市のこども家庭センターは母子保健法第二十二条第一号から第四号に加え、第五号も含めている。

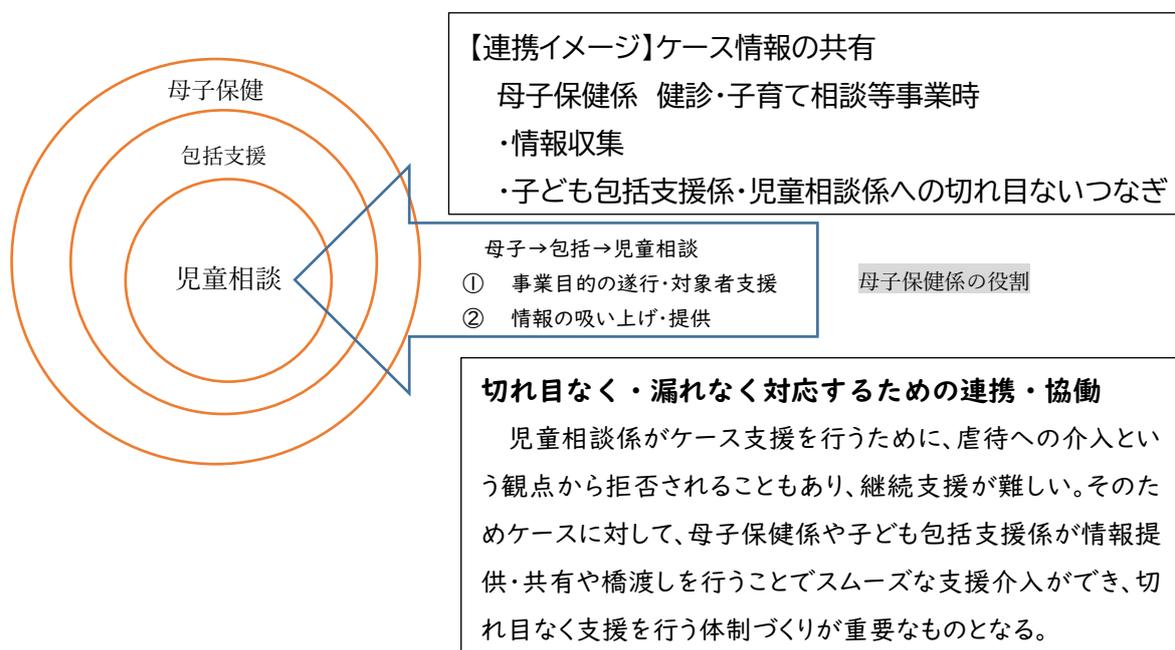
*母子保健事業については母子保健法第二章を参照とする。

【センター理念】

・課のケースは全係のケースとし、各係の関わりを切れ目なく、重なり合いながら対応する。

・それぞれの係・職種の役割及び強み（事象対応の福祉・予測予防の保健）を尊重し、相互理解に努める。

・虐待対応は悪者探しにならないように留意し、ケースに適した支援の在り方を検討する。



【こども家庭センター長】

○センター全体の統括

こども家庭センターの創設趣旨を十分に理解し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行うための適切な指揮命令を行う。

【統括支援員】

○全ケースの対応（地域のすべての妊産婦・子どもとその家族）

母子保健機能及び児童福祉機能の業務の双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断をしていく。

・係間調整

・ケース対応判断 : ケースワーク ケースカンファレンス

・連携の推進 : 庁内連携 他機関連携

○各係の事業の検討、見直し、創生について俯瞰的視点を持ち支援する。

【ケースワーク】

1. 基本的対応

・ケースの状況は日々変化があるため、都度状況把握に努め、適宜最適な係・職員が協力しあいながら対応するものとする。

・主担当でなくとも、各係員が自分のケースとしてアセスメントし、情報共有をする。

・ケースにとって、担当の係がどこであるかは重要ではないことを認識し、ケースに負担なく不安を与えずに各係・担当が対応できる柔軟性を持つ。（精神的不安や個性に特性を持つケースによっては、担当職員の変更がマイナスとなると判断した時には適宜対応していく）

・ケース・家族・周囲（所属含めて）全体を見て、支援する

・事象を踏まえて予測・予防の取り組みを行う

2. 各係役割

ケース対応について：各係での関わりを切れ目なく、重なり合いながら行う

・母子保健係 ポピュレーションアプローチ対応（情報収取・フィードバック含む）

※ポピュレーション：ころころ相談・幼児健診・プレママ等の対象事業（事後相談）をとおした対応

・子ども包括支援係 ハイリスクアプローチ対応

母子保健と児童福祉の隙間を埋め、両親を円滑に動かす役割

母子保健・児童相談のケースワークのサポート

サポートプラン作成

- ・児童相談係
 - *児童相談所との連携、情報共有
 - 虐待ケース対応（要保護児童対策地域協議会管理ケースの進行管理）
 - 特定妊婦ケース対応
 - サポートプラン・安全プラン作成

【人材育成】

課員の人材育成については必要に応じて、育成対象者に担当者（プリセプター、メンター）を設定し、係で育成を行い、統括支援員、課長（こども家庭センター長）に状況報告を行う。

*参考評価表あり。

保存先 T:¥460 健康子ども部¥子ども家庭課¥(仮) 補佐用¥統括支援員¥現任教育

※添付資料

- ・資料1 ケース対応フロー
- ・資料2 係間連携イメージ図

卷末 2 参考条例・規則・要綱等

○印西市こども家庭センター事業実施要綱

令和6年3月29日告示第42号

印西市こども家庭センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うため、印西市こども家庭センター事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施場所)

第2条 事業は、健康子ども部子ども家庭課内で実施する。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第2項各号に掲げる業務

(2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項各号に掲げる業務

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員)

第4条 センター長は、健康子ども部子ども家庭課長(次項において「課長」という。)をもって充てる。

2 統括支援員は、健康子ども部子ども家庭課職員のうちから、課長が指名する者をもって充てる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

改正

平成17年 3月31日規則第48号
平成18年 9月29日規則第102号
平成19年 2月16日規則第1号
平成19年 2月16日規則第4号
平成19年11月21日規則第53号
平成21年11月 9日規則第42号
平成25年 3月29日規則第20号
平成27年 2月 9日規則第2号
平成27年 3月31日規則第27号
平成27年12月22日規則第60号
平成28年 3月31日規則第90号
平成29年 3月31日規則第35号
令和 3年 5月17日規則第20号
令和 4年 1月28日規則第2号
令和 5年 3月28日規則第9号
令和 6年 3月29日規則第14号

児童福祉法施行細則

児童福祉法施行細則（平成8年規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の6、第22条第1項、第23条第1項、第34条の8第2項から第4項まで及び第56条第2項の施行に関し、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置）

第2条 市長は、法第21条の6の規定による委託をしようとするときは、障害児通所支援・障害福祉サービス委託依頼書（別記第1号様式）により当該委託しようとする障害児通所支援事業又は障害福祉サービスを行う事業所（以下「事業所」という。）の長に依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた事業所の長は、その諾否を決定し、障害児通所支援・障害福祉サービス委託受託（不受託）書（別記第2号様式）

により市長に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により受託する旨の通知を受けたときは、障害児通所支援・障害福祉サービス利用決定通知書（別記第3号様式）により当該障害児の保護者等に通知するものとする。

（障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置の解除）

- 第3条** 市長は、前条の委託を解除するときは、障害児通所支援・障害福祉サービス委託解除通知書（別記第4号様式）を当該事業所の長に通知するとともに、障害児通所支援・障害福祉サービス利用決定解除通知書（別記第5号様式）を当該障害児の保護者等に通知するものとする。

（助産施設の申込）

- 第4条** 法第22条第2項の規定により、助産施設における助産の実施（以下「助産の実施」という。）を希望する者（以下「妊産婦」という。）は、助産施設入所申込書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者であることを証する書面（被保護者である場合に限る。第10条第1号において同じ。）
- （2）妊産婦及びこれと同一の世帯に属し生計を一にする扶養義務者の当該申込みをしようとする日の属する年度の当該年度分（4月から6月までの間に当該申込をしようとする場合にあつては前年度分とする。）の市区町村民税の課税額又は非課税を証する書面
- （3）妊産婦及びこれと同一の世帯に属し生計を一にする扶養義務者の当該申込みをしようとする日の属する年の前年分（1月から6月までの間に当該申込をしようとする場合にあつては、前々年分とする。）の所得税の課税額又は非課税を証する書面
- （4）別表第1に掲げる社会保険に関する法律の被保険者証及び母子手帳
- （5）戸籍謄本及び住民票謄本
- （6）その他市長が必要と認める書類

- 2 助産の実施は、妊産婦が次の各号に該当するときは行わないものとする。

- （1）妊産婦の属する世帯の階層区分が、別表第2のD1階層からD15階層までの区分にあるとき。ただし、D1階層及びD2階層のうち所得割の額が1万9,000円までの場合において、真にやむ

を得ない特別の理由があるときを除く。

- (2) 妊産婦の属する世帯の階層区分が別表第2のA階層及びB階層である場合を除き、別表第1に掲げる社会保険に関する法律の被保険者、組合員又は被扶養者で当該社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることのできる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。）が、48万8,000円以上であるとき。

（助産の実施の決定）

- 第5条** 市長は、前条の申込書を受理したときは、調査の上、実施の可否を決定し、助産施設入所承諾書（別記第7号様式）又は助産施設入所不承諾書（別記第8号様式）により当該申込みをした妊産婦に通知するものとする。

（助産の実施の委託）

- 第6条** 市長は、前条の規定により助産の実施を決定し、助産の実施を助産施設に委託しようとするときは、助産施設入所委託書（別記第9号様式）により助産施設の長に依頼するものとする。

（助産施設の退所手続）

- 第7条** 第5条の規定により助産の実施の決定を受け助産施設に入所した者（以下「助産施設入所者」という。）が、助産施設を退所しようとするときは、助産施設退所申請書（別記第10号様式）により市長に申請しなければならない。

（助産の実施の解除）

- 第8条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに助産実施解除通知書（別記第11号様式）により当該申請者に、助産施設入所委託解除通知書（別記第12号様式）により当該助産施設の長に通知するものとする。

- 2 前条の申請書の提出がない場合であっても、市長が特に必要と認めるときは、助産の実施を解除することができるものとする。

（助産施設入所者台帳）

- 第9条** 市長は、助産施設入所者台帳（別記第13号様式）を備え、常

に整理しておかなければならない。

(母子保護の申込み)

第10条 法第23条第2項の規定により、母子生活支援施設における保護（以下「母子保護」という。）の実施を希望する者（以下「母子保護の申込者」という。）は、母子生活支援施設入所申込書（別記第14号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 生活保護法に規定する被保護者であることを証する書面

(2) 母子保護の申込者及びこれと同一の世帯に属し生計を一にする扶養義務者の当該申込みをしようとする日の属する年度の当該年度分（4月から6月までの間に当該申込みをしようとする場合にあつては前年度分とする。）の市町村民税の課税額又は非課税を証する書面

(3) 母子保護の申込者及びこれと同一の世帯に属し生計を一にする扶養義務者の当該申込みをしようとする日の属する年の前年分（1月から6月までの間に当該申込をしようとする場合にあつては、前々年分とする。）の所得税の課税額又は非課税を証する書面

(4) 別表第1に掲げる社会保険に関する法律の被保険者証

(5) 健康診断書

(6) 戸籍謄本及び住民票謄本

(7) その他市長が必要と認める書類

(母子保護の実施の決定)

第11条 市長は、前条の申込書を受理したときは、調査の上、実施の可否を決定し、母子生活支援施設入所承諾書（別記第15号様式）又は、母子生活支援施設入所不承諾書（別記第16号様式）により当該母子保護の申込者に通知するものとする。

(母子保護の実施の委託)

第12条 市長は、前条の規定により母子保護の実施を決定し、母子生活支援施設へ母子保護の実施を委託しようとするときは、母子生活支援施設入所委託書（別記第17号様式）により母子生活支援施設の長に依頼するものとする。

(母子生活支援施設の退所手続)

第13条 第11条の規定により母子保護の実施の決定を受け母子生活支援施設に入所した者（以下「母子生活支援施設入所者」という。）が、母子生活支援施設を退所しようとするときは、母子生活支援施

設退所申請書（別記第18号様式）により市長に申請しなければならない。

（母子保護の実施の解除）

第14条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに母子保護実施解除通知書（別記第19号様式）により当該申請者に、母子生活支援施設入所委託解除通知書（別記第20号様式）により当該母子生活支援施設の長に通知するものとする。

2 前条の申請書の提出がない場合であっても、市長が特に必要と認めるときは、母子保護の実施を解除することができるものとする。

（母子生活支援施設入所者台帳）

第15条 市長は、母子生活支援施設入所者台帳（別記第21号様式）を備え、常に整理しておかなければならない。

（放課後児童健全育成事業開始の届出）

第15条の2 法第34条の8第2項の規定による放課後児童健全育成事業の開始の届出を行おうとする者は、あらかじめ放課後児童健全育成事業開始届（別記第21号様式の2）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）職員名簿（別記第21号様式の3）

（2）事業者及び運営を行う者が法人である場合にあっては、その登記簿の謄本及び定款又は寄附行為の写し（法人以外の団体である場合にあっては、その基本約款その他これに類するものの写し）

（3）その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

（放課後児童健全育成事業変更の届出）

第15条の3 法第34条の8第3項の規定による放課後児童健全育成事業に係る変更の届出を行う者は、当該変更の日から1月以内に、放課後児童健全育成事業変更届（別記第21号様式の4）を市長に提出しなければならない。

（放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出）

第15条の4 法第34条の8第4項の規定による放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出を行う者は、あらかじめ放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（別記第21号様式の5）を市長に提出しなければならない。

(障害福祉サービスの費用徴収)

第16条 法第56条第2項の規定により、第2条の規定により委託決定された障害児の保護者から市長が徴収する費用の額は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に規定する額とする。

(助産の実施等の費用徴収)

第17条 市長は、法第56条第2項の規定により、助産施設入所者又は母子生活支援施設入所者(以下これらを「入所者」という。)及びその扶養義務者から、助産の実施及び母子保護の実施(以下「助産の実施等」という。)に要した費用を徴収するものとする。

(助産の実施等の徴収金の額)

第18条 前条の規定により徴収する費用(以下「徴収金」という。)の額は、別表第2に掲げる各月初日(月の途中に入所した者についてはその月の初日)の入所者の属する世帯の階層区分(以下「世帯階層区分」という。)の欄の区分に応じそれぞれ施設ごとに同表の徴収金額の欄に定める額とする。

- 2 助産施設入所者であって世帯階層区分が、B階層、C階層、D1階層及びD2階層のうち所得割の額が1万9,000円までの場合である世帯に属するものについての徴収金の額は、前項の規定にかかわらず、別表第1に定める社会保険に関する法律の被保険者、被扶養者、組合員、加入者であって、当該社会保険に関する法律の規定により出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額に同表のB階層である世帯にあっては20パーセント、C階層である世帯にあっては30パーセント、D1階層及びD2階層のうち所得割の額が1万9,000円までの場合である世帯にあっては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額と前項の規定により算定した徴収金の月額との合算額とする。
- 3 前2項の規定による入所者及びその扶養義務者から徴収する徴収金の額を算定する場合における世帯階層区分の欄の適用に当たっては、入所者及び当該入所者と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者の全ての者について、それらの者の課税額の合算額により世帯階層区分を適用するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、世帯階層区分がB階層である世帯のうち、次の各号に掲げる世帯に属する入所者及びその扶養義務者から徴収する徴収金の額は、0円とする。

- (1) 扶養義務者のいない世帯
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 次に掲げる児童(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。))又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - エ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第141号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) 生活保護法に基づく要保護者がいると市長が認めた世帯
- 5 前各項の規定にかかわらず、同一世帯に2人以上の入所者がいる場合において、前各項の規定により当該入所者ごとに算定した入所者及びその扶養義務者から徴収する徴収金の額が最も高い入所者(同額の場合は、いずれか1人の入所者に限る。)以外の入所者に係る当該入所者及び扶養義務者から徴収する徴収金の額は、前各項の規定により算定した当該入所者及びその扶養義務者から徴収する徴収金の額に0.1を乗じて得た額とする。
- 6 前各項の規定により算出した入所者及びその扶養義務者から徴収する徴収金の額が、当該入所者に係る助産の実施等に要した費用について法第51条第3号の規定により市が支弁した額(児童福祉法による入所施設措置費国庫負担金の交付基準について(昭和48年4月26日厚生省発児第84号)に基づき算出される一般事務費及び一般生活費(民間施設給与等改善費及び除雪費を除く。))の合算額をいう。以下「支弁額」という。)を越える場合における当該徴収金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該支弁額と同額とする。

7 第1項及び第3項から第5項までの規定にかかわらず、助産の実施等を行った期間が1月に満たない場合において、第1項及び第3項から第5項までの規定により算出した徴収金の額が当該徴収金に係る助産の実施等を行った日数に応じた支弁額を越えるときの徴収金の額は、当該支弁額と同額とする。

(助産の実施等の徴収金に係る届出)

第19条 入所者及び当該入所者と同一の世帯に属し生計を一にする扶養義務者は、世帯調書(別記第22号様式)に第4条第1項第1号から第3号まで又は第10条第1項第1号から第3号までに規定する書類を添えて毎年6月末日までに、市長に提出しなければならない。

(助産の実施等の徴収金の額の決定)

第20条 市長は、第4条第1項、第10条第1項及び前条の規定により提出された書類に基づき徴収金の額を決定し、又は変更したときは、助産施設・母子生活支援施設入所徴収金決定(変更)通知書(別記第23号様式)により入所者又はその扶養義務者(以下「納入義務者」という。)に通知するものとする。

(助産の実施等の徴収金の納入通知等)

第21条 市長は、徴収金を徴収しようとするときは、各月分の徴収金の額を毎月15日までに(月の途中で入所者となった者に係る徴収金については速やかに)納入通知書により納入義務者に通知するものとする。

2 納入義務者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該月の末日までに(月の途中で入所者となった者に係る徴収金については速やかに)徴収金を納入しなければならない。

(助産の実施等の徴収金の徴収猶予等)

第22条 市長は、納入義務者が死亡したとき、又は災害その他やむを得ない理由により、所得に著しい変動が生じたため、納入すべき費用を納入することが困難であると認められるときは、その者の申し出により当該費用の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除することができる。

2 前項の規定により、徴収の猶予又は免除を受けようとする納入義務者は、助産施設・母子生活支援施設入所費用徴収猶予・免除申請書(別記第24号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、猶予又は免除の可否を決定し、助産施設・母子生活支援施設入

所費用徴収猶予・免除決定（却下）通知書（別記第25号様式）により納入義務者に通知するものとする。

- 4 前項の規定により猶予又は免除を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（助産施設等の帳簿等）

第23条 市長は、次に掲げる帳簿を備え、常に整備しておかなければならない。

（1） 助産施設・母子生活支援施設入所費用支弁台帳（別記第26号様式）

（2） 助産施設・母子生活支援施設入所者徴収金台帳（別記第27号様式）

（補則）

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（印西市助産施設及び母子生活支援施設への入所措置に要する費用の徴収に関する規則の廃止）

- 2 印西市助産施設及び母子生活支援施設への入所措置に要する費用の徴収に関する規則（平成8年規則第7号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日規則第48号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第102号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前による改正前の児童福祉法施行細則の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

附 則（平成19年2月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年2月16日規則第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月21日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の印西市児童福祉法施行細則によりなされた助産施設の入所申込み行為は、この規則による改正後の印西市児童福祉法施行細則の規定によりなされた助産施設の入所申込み行為とみなす。

附 則（平成21年11月9日規則第42号）

この規則は公布の日から施行し、この規則による改正後の第4条第2項第2号の規定は平成21年10月1日以後の出産に係る助産施設への入所について適用する。

附 則（平成25年3月29日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月9日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の印西市保育園保育料徴収規則の規定、第2条の規定による改正後の児童福祉法施行細則の規定及び第3条の規定による改正後の印西市母子自立支援員設置規則の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日規則第27号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の児童福祉法施行細則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第90号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の児童福祉法施行細則第18条第4項各号列記以外の部分の規定は、この規則の施行の日以後に助産の実施等を決定した入所者及びその扶養義務者に係る徴収金の額について適用し、施行の日以前に助産の実施等を決定した入所者及びその扶養義務者に係る徴収金の額については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年5月17日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法施行細則の規定は、令和3年3月31日から適用する。

附 則 (令和4年1月28日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日までに改正前の第2条から第6条まで、第8条、第11条及び第12条、第14条、第20条、第21条並びに第22条の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和5年3月28日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の児童福祉法施行細則第4条第2項第2号の規定は、この規則の施行の日以後の助産の実施について適用し、施行の日前の助産の実施については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日規則第14号抄)

(施行規則)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第10条、第18条）

健康保険法（大正11年法律第70号）

船員保険法（昭和14年法律第73号）

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）

私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

別表第2（第4条、第18条）

徴収金額表

各月初日（月の途中に入所した者についてはその月の初日）の入所者の属する世帯の階層区分		助産施設	母子生活支援施設
階層区分	定義	徴収金額（月額）	徴収金額（月額）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までについては前年度分、以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当す	9,000円以下	6,600円
D 2		9,001円から27,000円まで	9,000円
D 3		27,001円から57,000円まで	6,700円
D 4		57,001円から93,000円まで	9,300円
D 5		93,001円から	14,500円

	る世帯	177,300円まで		
D 6		177,301円から 258,100円まで		20,600円
D 7		258,101円から 348,100円まで		その月のその入所児童に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D 8		348,101円から 456,100円まで		その月のその入所児童に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D 9		456,101円から 583,200円まで		その月のその入所児童に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円

				を超えるときは42,500円とする。)
D 10		583,201円から 704,000円まで		その月のその入所児童に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D 11		704,001円から 852,000円まで		その月のその入所児童に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D 12		852,001円から 1,044,000円まで		その月のその入所児童に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額

				が71,900円を超えると きは71,900 円とす る。)
D 13		1,044,001円から 1,225,500円まで		その月のそ の入所児童 に係る入所 費の支弁額 (全額徴 収。ただ し、その額 が83,300円 を超えると きは83,300 円とす る。)
D 14		1,225,501円から 1,426,500円まで		その月のそ の入所児童 に係る入所 費の支弁額 (全額徴 収。ただ し、その額 が95,600円 を超えると きは95,600 円とす る。)
D 15		1,426,501円以上		全額徴収
備考	この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25 年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をい い、D 1 からD 15までの階層における「所得割の額」とは、同項第 2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314 条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第			

	<p>6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は摘要しないものとする。)の額をいう。</p> <p>ただし、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p>
--	---

別記

- 第 1 号様式 (第 2 条)
- 第 2 号様式 (第 2 条)
- 第 3 号様式 (第 2 条)
- 第 4 号様式 (第 3 条)
- 第 5 号様式 (第 3 条)
- 第 6 号様式 (第 4 条)
- 第 7 号様式 (第 5 条)
- 第 8 号様式 (第 5 条)
- 第 9 号様式 (第 6 条)
- 第 10 号様式 (第 7 条)
- 第 11 号様式 (第 8 条)
- 第 12 号様式 (第 8 条)
- 第 13 号様式 (第 9 条)
- 第 14 号様式 (第 10 条)
- 第 15 号様式 (第 11 条)
- 第 16 号様式 (第 11 条)
- 第 17 号様式 (第 12 条)
- 第 18 号様式 (第 13 条)
- 第 19 号様式 (第 14 条)
- 第 20 号様式 (第 14 条)
- 第 21 号様式 (第 15 条)
- 第 21 号様式の 2 (第 15 条の 2)
- 第 21 号様式の 3 (第 15 条の 2)
- 第 21 号様式の 4 (第 15 条の 3)
- 第 21 号様式の 5 (第 15 条の 4)
- 第 22 号様式 (第 19 条)
- 第 23 号様式 (第 20 条)
- 第 24 号様式 (第 22 条)
- 第 25 号様式 (第 22 条)
- 第 26 号様式 (第 23 条)

第27号様式（第23条）

○印西市子ども虐待防止対策協議会設置要綱

平成21年 3月31日 告示第34号

改正

平成22年 3月17日 告示第71号
平成26年 3月27日 告示第25号
平成27年 3月31日 告示第62号
平成29年 3月28日 告示第35号
平成30年 3月27日 告示第44号
平成31年 3月22日 告示第38号
令和 2年 9月 1日 告示第151号
令和 3年 3月17日 告示第27号
令和 5年 3月28日 告示第49号
令和 6年 3月29日 告示第43号
令和 7年 3月31日 告示第68号

印西市子ども虐待防止対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として同条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うとともに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき関係機関等との連携強化を図るため、印西市子ども虐待防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護児童 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第10項に規定する保護延長者（以下「延長者等」という。）を含む。
- (2) 要支援児童 乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（前号に掲げる者を除く。）をいう。
- (3) 特定妊婦 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。
- (4) 支援対象児童等 要保護児童若しくは要支援児童及びその

保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦をいう。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 支援対象児童等に関する情報の交換及び支援対象児童等の支援内容の協議に関すること。
- （2） 関係機関等との連携及び協力体制の整備に関すること。
- （3） 支援対象児童等の発見、防止、保護等の広報及び啓発活動に関すること。
- （4） 要保護児童対策に係る研修活動に関すること。
- （5） その他要保護児童対策に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、別表第1の市の機関、関係機関及び関係団体の代表者並びに弁護士資格を有する者から市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の会務を取りまとめ、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、会長が公開を適当と認めるときは、この限りでない。

（実務者会議）

第7条 協議会に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、別表第2に掲げる市の機関及び関係機関の実務担当者をもって構成し、次に掲げる事項を所掌する。
 - （1） 支援対象児童等に係る情報交換に関すること。
 - （2） 支援対象児童等の状況把握に関すること。

- (3) 支援対象児童等に係る支援計画に関すること。
- (4) 支援対象児童等に係る支援の経過報告及び評価に関すること。
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 実務者会議は、調整機関（第10条に規定する調整機関をいう。次条第3項において同じ。）の長が必要に応じ招集し、調整機関の長が実務者会議の議長となる。

（個別支援会議）

第8条 支援対象児童等に関する個別の事案に対する具体的な支援内容等を検討するため、協議会に個別支援会議を置く。

2 個別支援会議は、別表第1の市の機関、関係機関及び関係団体並びに別表第2の市の機関及び関係機関に属する者のうち、個別の事案に係るもの（以下この項において「担当者」という。）をもって構成し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別の支援対象児童等の状況把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の支援対象児童等に係る支援計画の検討に関すること。
- (3) 個別の支援対象児童等に対する支援方針及び方法の確立、担当者の役割分担の決定及び担当者間の共通認識の確保に関すること。
- (4) 個別の支援対象児童等に係る支援の経過報告及び評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (5) その他個別支援会議の設置目的を達成するために必要と認める事項

3 個別支援会議は、調整機関の長が必要に応じ招集し、調整機関の担当者が個別支援会議の議長となる。

（秘密の保持）

第9条 次に掲げる者は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 協議会の委員若しくは委員であった者又は第6条第2項の規定により協議会に出席した者
 - (2) 実務者会議の構成員又は構成員であった者
 - (3) 個別支援会議の構成員又は構成員であった者
- （要保護児童対策調整機関の指定）

第10条 市長は、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、別表第2のうち健康子

ども部子ども家庭課を指定する。

(調整機関の業務)

第11条 調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
 - ア 協議会の協議事項その他協議会開催の準備に関すること。
 - イ 協議会の議事の運営に関すること。
 - ウ 協議会の議事録の作成及び資料の保管に関すること。
 - エ 個別ケースの記録の管理に関すること。
- (2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 第8条第2項第2号及び第3号に規定する事項に基づく支援方針及び援助指針の作成に関すること。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、健康子ども部子ども家庭課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
(印西市子ども虐待防止ネットワーク協議会設置要綱の廃止)
- 2 印西市子ども虐待防止ネットワーク協議会設置要綱(平成18年告示第20号)は、廃止する。

附 則 (平成22年3月17日告示第71号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日告示第25号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第62号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日告示第35号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日告示第44号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成30年4月2日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日告示第38号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月1日告示第151号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日告示第27号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日告示第49号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第43号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第68号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条、第 8 条)

関係機関及び関係団体	公益社団法人印旛市郡医師会	
	公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会	
	一般社団法人印旛郡市薬剤師会	
	日本医科大学千葉北総病院	
	社会福祉法人印西市社会福祉協議会	
	印西市私立幼稚園連合会	
	印西市民間保育園連盟	
	佐倉人権擁護委員協議会 第三部会	
	印西市民生委員児童委員協議会	
	千葉県	中央児童相談所
		印旛健康福祉センター
		女性サポートセンター
		教育庁北総教育事務所
		印西警察署
印西市校長会		
市の機関	健康子ども部	

別表第 2 (第 7 条、第 8 条)

関係機関	日本医科大学千葉北総病院	
	印西市民間保育園連盟	
	千葉県	中央児童相談所
		スクールソーシャルワーカー
		警察本部
	印西警察署	
市の機関	福祉部社会福祉課	
	福祉部高齢者福祉課	
	福祉部障がい福祉課	
	健康子ども部子育て支援課	
	健康子ども部保育幼稚園課	
	健康子ども部子ども家庭課	
	健康子ども部健康増進課	
	教育委員会教育部指導課	

○印西市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

令和6年3月29日告示第45号

印西市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯の居宅を、家事等の支援を実施する者（以下「訪問支援員」という。）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした印西市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができるものとする。

(対象世帯)

第3条 事業の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、次の各号のいずれかに該当する世帯であって、市長が特に支援の必要があると認める世帯とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる世帯
- (4) その他、市長が特に必要と認める世帯

(事業の内容)

第4条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行等）
- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴

(事業の実施方法)

第5条 事業は、訪問支援員が対象世帯の居宅を訪問することにより

実施するものとする。

- 2 訪問は、印西市の休日を定める条例（平成元年条例第19号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日に実施するものとし、1日1回を限度として、午前8時30分から午後5時15分までのうち1時間以上4時間以内で実施するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（事業の開始）

- 第6条** 市長は、事業の利用を希望する対象世帯に属する者と協議し、支援に係る支援計画書を作成した上で、当該対象世帯への事業を開始するものとする。

（事業の中止）

- 第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、実施中の事業を中止し、又は事業を実施しないことができる。

- （1） 訪問支援員の身体に危害が及び、又は及ぶおそれがある場合
- （2） 対象世帯に属する者が感染症にり患し、又はり患したおそれがあり、当該感染症が訪問支援員に伝染するおそれがある場合
- （3） その他事業の実施が困難と認められる場合

（事業の終了）

- 第8条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業の利用期間内であっても、当該対象世帯への事業を終了するものとする。

- （1） 対象世帯の状況の変化により、事業の利用を必要とする事由が解消したと市長が認める場合
- （2） 対象世帯より事業の利用を終了する旨の申出があった場合
- （3） 対象世帯の協力が得られない場合
- （4） その他、事業の継続が困難と認められる場合

（費用の負担）

- 第9条** 事業の利用料は、無料とする。ただし、支援にあたり必要な食材、生活必需品等の購入に係る費用その他の実費については、対象世帯が負担するものとする。

（訪問支援員の要件）

- 第10条** 訪問支援員は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- （1） 対象世帯が必要とする支援の内容に応じた資格を有する者であって、実務経験を有する者、又は市長が適当と認める研修を修了した者
- （2） 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受

けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、印西市子育て世帯訪問支援事業の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
（印西市養育支援訪問事業実施要綱の廃止）
- 2 印西市養育支援訪問事業実施要綱（平成28年告示第68号）は、廃止する。

○印西市子育てヘルプサービス事業実施規則

平成18年3月31日規則第50号

改正

平成22年3月17日規則第71号

平成28年3月31日規則第32号

令和2年5月25日規則第36号

令和3年3月26日規則第11号

令和7年2月10日規則第6号

印西市子育てヘルプサービス事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、一時的に支援を必要とする要支援保護者のいる家庭に対して、子育てヘルパーを派遣し、育児及び家事を行うことにより、要支援保護者及び乳幼児等の生活の安定を図り、もって安心とゆとりのある子育てを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「要支援保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難となる乳幼児等の保護者
- (2) 心身の健康の維持及び回復のために育児の支援が必要な乳幼児等の保護者

2 この規則において「乳幼児等」とは、出産予定日の2月前から中学校に就学するまでの者をいう。

3 この規則において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児等を現に監護するものをいう。

4 この規則において「子育てヘルパー」とは、この規則の定めるところにより要支援保護者の家庭に派遣される者をいう。

(利用対象者)

第3条 子育てヘルプサービス事業を利用できる者は、市内に居住し、かつ、在宅している要支援保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は、子育てヘルプサービス事業を受けることができる。

(事業の内容)

第4条 子育てヘルプサービス事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 育児に関すること。
 - ア 授乳

イ おむつ交換

ウ 沐浴^{もく}の介助

エ 清潔の保持

オ 適切な育児環境の整備

カ その他必要な育児

(2) 産婦の身体介助に関すること。

(3) 家事に関すること。

ア 食事の準備及び片付け

イ 衣類の洗濯及び補修

ウ 居室等の清掃及び整理整頓

エ 生活必需品の買物

オ その他必要な家事及び生活環境の整備

(事業の利用日等)

第5条 子育てヘルプサービス事業の利用は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除き、次に掲げる利用日、利用時間、利用期間及び利用上限によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 利用日 月曜日から土曜日まで

(2) 利用時間 午前8時から午後6時まで。ただし、1時間単位とし、1日につき2時間以上4時間以内とする。

(3) 利用期間 利用の期間は、利用決定のあった日から利用決定を受けた日の属する年度の末日までとする。

(4) 利用上限 前号に定める利用期間内における1世帯当たりの利用時間は、別表に規定する時間を超えることはできないものとする。ただし、出産予定日の前後2月又は出産後2月を経過するまでの期間の利用については、この限りではない。

(申請及び決定)

第6条 子育てヘルプサービス事業を利用しようとする者は、子育てヘルプサービス事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下第7条第5項において同じ。）をもって行うことができるものとする。この場合においては、当該申請書により提出が行われたものとみなす。

3 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、子育てヘルプサービス事業利用決定・却下通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

る。

(利用方法)

第7条 前条に規定する利用決定書を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日の前日までに利用内容の確認をするものとする。

- 2 利用者は、利用内容の変更又は一時的中止若しくは中止を希望するときは、利用日の前日までに連絡しなければならない。
- 3 利用者は、利用時間内においては在宅していなければならない。
- 4 利用者は、子育てヘルプサービス事業を利用したときは、子育てヘルプサービス事業実施確認書（別記第3号様式）により確認するものとする。
- 5 前項の確認書による確認については、当該確認書に代えて電磁的方法をもって行うことができるものとする。この場合においては、当該確認書により確認が行われたものとみなす。

(利用者負担金)

第8条 利用者は、子育てヘルプサービス事業の実施に要する費用の一部として、1時間当たり600円の利用者負担金をクレジットカード又は市の発行する納入通知書により、利用した日の翌月30日までに納入しなければならない。

- 2 市長は、利用者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯に該当するときは、利用者負担金を免除することができる。

(利用決定の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかの要件に該当すると認めるときは、利用決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者が第2条第1項に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用決定を受けたとき。
- (3) 子育てヘルプサービス事業の利用後、期日までに利用者負担金の納入が確認できないとき。
- (4) その他市長が不適切と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により要件に該当しなくなったときは、子育てヘルプサービス事業利用決定取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(委託)

第10条 市長は、子育てヘルプサービス事業を実施するに当たり、介護福祉士又は訪問介護員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1号に規定する者をいう。）を使用する事業者で、この事業を適切に運営することができるものと認めるものに委託することができる。

(記録簿の整備)

第11条 市長は、子育てヘルプサービス事業の実施に係る台帳を整備するものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条並びに第7条第4項及び第5項の改正規定は、令和7年3月1日から施行する。

別表 (第5条)

利用者が属する世帯において養育する未就学児の人数	利用上限
0～1人	40時間
2人	60時間
3人	80時間
4人以上	100時間

別記

第1号様式 (第6条)

第2号様式 (第6条)

第3号様式 (第7条)

第4号様式 (第9条)

改正

令和3年5月21日規則第22号

令和4年8月22日規則第31号

令和6年3月18日規則第12号

印西市子育て短期支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第6号の規定に基づき、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を実施施設において一時的に預かり、必要な保護を行う子育て短期支援事業を実施することにより、当該児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳未満の者をいう。
- (2) 実施施設 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の4に規定する施設のうち、市長が第4条に規定する利用対象児童の受入れについて委託契約を締結した施設等をいう。
- (3) 保護者 児童を家庭において養育する者であって、当該児童と生計を一にするものをいう。

(事業内容)

第3条 この規則において実施する子育て短期支援事業は、児童福祉法施行規則第1条の2の10第1項に規定する短期入所生活援助事業（以下「ショートステイ事業」という。）とする。

(利用対象児童)

第4条 ショートステイ事業の利用の対象となる児童（以下「利用対象児童」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。ただし、市長が特に必要と認めた児童にあつては、この限りでない。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 保護者が、疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、看護、育児疲れ等の理由に該当することにより、家庭において養育を受けることが一時的に困難な状態であること。
- (3) 保護者又はその家族が、児童の送迎を行うことができること。

ただし、ショートステイ事業を利用中の児童の急病等やむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、利用対象児童としない。

(1) 伝染性の感染症にり患している児童

(2) 前号のほか、疾病のため医療機関で医療を受ける必要があると認められる児童

(3) その他市長がショートステイ事業の利用に支障があると認める児童

(利用申請)

第5条 ショートステイ事業を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、子育て短期支援事業利用申請書（別記第1号様式）に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(利用の可否の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、児童及び保護者の状況、実施施設の受入状況等を審査確認の上、事業の利用の可否を決定し、子育て短期支援事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、第1項の規定により利用の決定をしたときは、子育て短期支援事業利用決定（却下）通知書の写しを実施施設に送付するものとする。

(利用の変更等)

第7条 前条第1項の規定により利用決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、ショートステイ事業の利用内容を変更し、又は利用を中止しようとするときは、子育て短期支援事業利用変更・中止申請書（別記第3号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、ショートステイ事業の利用内容の変更・中止の可否を決定し、子育て短期支援事業利用変更・中止決定（却下）通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(利用期間等)

第8条 ショートステイ事業を利用することができる期間は、連続する7日以内の期間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該期間を延長することができる。

(児童の送迎)

第9条 実施施設への児童の送迎は、原則としてその保護者が行うものとする。

2 保護者又はその家族は、利用対象児童の体調不良等により利用継続が難しいと判断された場合には、速やかに児童を迎えに行くものとする。

(利用者負担金)

第10条 利用者は、ショートステイ事業の実施に要する費用の一部として別表に掲げる利用者負担金を市の発行する納入通知書により、利用した日の翌月20日までに市長に支払うものとする。

2 前項に定める利用者負担金のほか、利用者は、実施施設が利用期間中にやむを得ず支払った医療費等の実費相当額を負担するものとする。

(利用決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の決定を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) 利用対象児童が第4条第1項に定める要件を満たさなくなったとき。

(2) 利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用決定を受けたとき。

(3) ショートステイ事業の利用後、期日までに納入がない場合

(4) その他市長が不適切と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消し、又は利用を停止したときは、子育て短期支援事業利用取消・停止通知書(別記第5号様式)により、当該利用者に通知するものとする。

(実施施設の利用状況報告)

第12条 実施施設の長は、毎月10日までに、子育て短期支援事業利用状況報告書(別記第6号様式)により、前月分のショートステイ事業の利用状況を市長に報告するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、ショートステイ事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月21日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年8月22日規則第31号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日規則第12号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10条）

世帯区分	利用者負担金（児童1人につき1日当たり）	
	2歳未満	2歳以上
生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯	0円	0円
市区町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

別記

第1号様式（第5条）

第2号様式（第6条）

第3号様式（第7条）

第4号様式（第7条）

第5号様式（第11条）

第6号様式（第12条）

○印西市産後ケア事業実施要綱

平成29年 3月31日 告示第62号

改正

平成31年 3月22日 告示第39号
令和 3年 3月17日 告示第28号
令和 5年 3月28日 告示第51号
令和 6年 3月29日 告示第44号
令和 7年 4月 1日 告示第73-2号

印西市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、出産後に身体的・心理的負担を抱えている産婦及びその乳児に対して、休養の機会を提供し、出産後の母体を保護するとともに、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行う産後ケア事業を実施することにより、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とする。

(対象者)

第2条 産後ケア事業の対象者は、市内に住所を有する産婦及びその乳児のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、医療行為を必要とする者を除く。

- (1) 産後の身体的・心理的負担により休息が必要と認める者
- (2) 乳房ケアや授乳に関する相談をしたい者
- (3) 育児に関する相談をしたい者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援の必要があると認める者

(事業内容)

第3条 産後ケア事業において行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
- (2) 母乳に関する相談及び授乳方法の指導（乳房ケアを含む。）
- (3) 育児に関する指導
- (4) 産婦の心のケア
- (5) 食事の提供
- (6) その他産婦が必要とする保健指導

2 産後ケア事業は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 短期入所型 医療機関又は助産所の施設において利用者を宿泊させ、前項の支援を提供するもの
- (2) 通所型 医療機関又は助産所の施設において利用者を通所

させ、前項の支援を提供するもの

(3) 居宅訪問型 利用者の居宅を訪問して、前項第1号から第4号まで及び第6号の支援を提供するもの

(事業の実施)

第4条 産後ケア事業のうち、前条第2項第1号及び第2号については、次に掲げる全ての要件を満たす医療機関及び助産所に委託して実施する。

(1) 産婦及び乳児が安全かつ快適に宿泊できる居室を備えていること。

(2) 助産師、保健師又は看護師を24時間体制で1人以上配置していること。

2 産後ケア事業のうち、前条第2項第3号については、産婦に保健指導やケアを行うことのできる専門的知識及び経験を有する助産師、保健師又は看護師を1人以上配置している事業所に委託して実施する。

(利用期間)

第5条 産後ケア事業を利用できる期間は、出産後1年以内の期間(出産に伴う入院期間を除く。)とし、利用できる日数は別表に定めるとおりとする。

(利用の申請及び決定)

第6条 産後ケア事業を利用しようとする者は、産後ケア事業利用申請書兼同意書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、利用の可否を決定し、産後ケア事業利用決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて電磁的方法

(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により行うことができるものとする。

(利用者負担金)

第7条 前条第2項の規定により産後ケア事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める利用者負担金を第4条の規定により委託を受けた医療機関、助産所及び事業所(以下「委託事業者」という。)に支払うものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 0円

(2) 市町村民税非課税世帯 産後ケア事業の実施に係る費用に100分の5を乗じて得た額

(3) 前2号に掲げる世帯以外の世帯 産後ケア事業の実施に係る費用に100分の10を乗じて得た額

(実績報告及び費用の請求)

第8条 委託事業者は、産後ケア事業を実施した月の翌月の10日までに当該月分の産後ケア事業の実施状況について、産後ケア事業利用実績報告書（別記第3号様式）により市長に報告し、当該実施に係る費用から利用者負担金を差し引いた額を市長に請求するものとする。

(利用の決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

(2) 利用者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 利用者から利用の中止の申出があったとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の印西市産後ケア事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の産後ケア事業の利用について適用し、同日前の産後ケア事業の利用については、なお従前の例による。

別表（第5条）

	原則として利用できる日数	市長が産婦の状況により引き続き利用が必要であると認めるとき
短期入所型及び通所型	短期入所型及び通所型をあわせて7日以内	短期入所型、通所型及び居宅訪問型をあわせて7日以内
居宅訪問型	7日以内	

別記

第1号様式

第2号様式

第3号様式

○印西市妊婦のための支援給付事業実施要綱

令和7年4月1日告示第61号

印西市妊婦のための支援給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に基づく妊婦のための支援給付金(以下「給付金」という。)に関し、法及び府令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 妊婦のための支援給付金(1回目) 妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関等を受診し、胎児心拍を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。)であって、申請日において市の住民基本台帳に記録されているもの(次条第1項において「支給対象者」という。)に対して支給する給付金をいう。
- (2) 妊婦のための支援給付金(2回目) 対象胎児(妊婦のための支援給付(2回目)の支給相当額の算定の基礎となる胎児をいう。以下同じ。)の数の届出をした妊婦であって、申請日において市の住民基本台帳に記録されているものに対して支給する給付金をいう。

(給付金の額)

第3条 妊婦のための支援給付金(1回目)の額は、支給対象者の妊娠1回につき5万円とする。

- 2 妊婦のための支援給付金(2回目)の額は、対象胎児の数に5万円を乗じた額とする。
- 3 前条第1号及び第2号に規定する妊婦が当該給付金の給付の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として他の市町村(特別区を含む。)から給付金の支給を受けた場合は、本市から支払いを受けることができる額は、前2項に規定する額から当該他の市町村から支払いを受けた額を控除した額とする。
- 4 この告示の施行の日前に給付金の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として令和6年度の予算における国の出産子育て応援交付金を財源として市町村(特別区を含む。)から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものの支給を受けた場合における法第10条の12第2項及び第3項並びに第10条の14第1項の規定の適用については、法第10条の12第3項中「他の市町村からの妊婦支援給付金」とあるのは「市町村から令和6年度の予算における国の出産子育て応援交付金を財源と

して市町村から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるもの」と、「当該他の市町村から支払いを受けた額」とあるのは「5万円」とする。

(給付金の申請)

第4条 給付金の支給の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書及び誓約・同意書に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 第3条第1項に規定する妊婦 妊婦のための支援給付(1回目)申請書及び誓約・同意書(別記第1号様式)
- (2) 第3条第2項に規定する対象胎児の数の届出をした者 妊婦のための支援給付(2回目)申請書及び誓約・同意書(別記第2号様式)
- (3) 第3条第2項に規定する対象胎児の数の届出をした者(流産又は死産をした者) 妊婦のための支援給付(2回目)申請書及び誓約・同意書(別記第3号様式)

2 前項の規定による申請書及び誓約・同意書の提出については、当該申請書及び誓約・同意書の提出に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)をもって行うことができるものとする。この場合においては、当該申請書及び誓約・同意書により提出が行われたものとみなす。

(給付金の支給の決定等)

第5条 市長は、前条の申請書及び誓約・同意書を受理したときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、給付することが適当と認めるときは、速やかに給付金を支給するものとする。

(給付金の返還等)

第6条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、給付金の支給の決定を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱又は法及び府令に規定する支給の条件に反したとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(印西市出産・子育て応援給付金給付事業実施要綱の廃止)
- 2 印西市出産・子育て応援給付金給付事業実施要綱(令和5年告示第6号。以

下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際、現に前項の規定による廃止前の旧要綱の規定により行われた申請に係る出産応援給付金又は子育て応援給付金の支給については、なお従前の例による。

別記

第1号様式

第2号様式

第3号様式

○印西市妊婦健康診査実施要綱

平成17年 3月31日 告示第67号

改正

平成20年 3月31日 告示第55号
平成21年 3月31日 告示第57号
平成22年 3月23日 告示第99号
平成23年 3月31日 告示第48号
平成24年 7月 9日 告示第112号
平成29年 3月30日 告示第45号
平成30年 3月30日 告示第57号
平成31年 3月29日 告示第45号
令和 2年 3月27日 告示第56号
令和 3年 3月31日 告示第71号
令和 4年 3月31日 告示第59号

印西市妊婦健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊婦に対し、母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定により実施される妊婦健康診査(以下「健康診査」という。)に要する費用を負担し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。

(健康診査の対象者)

第2条 健康診査を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている妊婦とする。

(費用負担の限度)

第3条 市が健康診査に対し費用負担する限度は、対象者1人につき14回以内とする。

(健康診査の実施)

第4条 健康診査は、市が契約した医療機関(以下「委託医療機関」という。)に委託して行う。

- 2 健康診査の区分、回数、内容及び医療機関委託妊婦健康診査受診票(以下「受診票」という。)の様式は別表に掲げるとおりとする。
- 3 健康診査を受けようとする対象者は、母子健康手帳及び別表に掲げる健康診査の区分に応じた受診票を、市が契約した医療機関に提出して受診するものとする。
- 4 対象者は、病気のとときに健康診査を受診してはならない。

- 5 市長は、対象者が自らの責めに帰すべき事由により1回目から14回目までの健康診査に係る受診票の全部又は一部を紛失したときは、再発行を行わない。

(受診票の交付)

第5条 市長は、妊娠届出書を受領した際、当該届出書を提出した者に対し1回目から14回目までの健康診査に係る受診票を交付する。ただし、転入その他これにより難い理由がある場合にあっては、対象者に理由を明記させた上、第3条に定める範囲内において、当該対象者につき必要と認められる受診票を交付する。

(委託外医療機関における受診の特例)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、対象者が委託医療機関以外の医療機関(以下「委託外医療機関」という。)において健康診査を受診した場合であって、当該対象者が委託医療機関において健康診査を受診することが困難であると市長が認めるときは、当該対象者に対し当該受診に係る助成金を交付するものとする。

- 2 前項の規定により助成の対象とする健康診査の区分、回数及び内容は別表に規定する健康診査の区分、回数及び内容と同様とする。
- 3 第1項に規定する助成金の額は、前項に規定する健康診査の区分に応じ、別表助成金の額の欄に規定する額とする。ただし、対象者が健康診査の受診に係る費用として委託外医療機関に支払った額(同項の規定により助成の対象とする健康診査の内容に係る額に限る。)が当該助成金の額に規定する額を下回る場合はその額とする。
- 4 対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、印西市妊婦健康診査助成金交付申請書(別記第5号様式)に健康診査に係る医療機関等が発行した領収書、母子健康手帳の写し及び使用しなかった受診票を添付し、1回の妊娠を事由とする健康診査を最後に受診した日から2年以内に市長に申請するものとする。
- 5 前項の規定による申請をもって実績報告があったものとみなす。
- 6 市長は、第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、印西市妊婦健康診査助成金交付決定・却下通知書(別記第6号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 7 前項の規定による交付の決定をもって額の確定を行ったものとみなす。
- 8 第6項の規定による交付の決定を受けた者は、印西市妊婦健康診

査助成金交付請求書（別記第7号様式）により市長に請求するものとする。

- 9 市長は、虚偽その他不正の行為により助成を受けた者がある場合は、当該助成を受けた者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（対象者に対する指導）

第7条 市長は、必要に応じ対象者に対し家庭訪問等により生活上の助言、指導又は支援を行うものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第55号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の印西市妊婦一般健康診査実施要綱の規定により医療機関委託妊婦一般健康診査受診票（1回目）及び医療機関委託妊婦一般健康診査受診票（2回目）の交付を受けた対象者は、その者の妊娠週数及び受診した妊婦一般健康診査の回数に応じ、この告示による改正後の印西市妊婦一般健康診査実施要綱の規定による医療機関委託妊婦一般健康診査受診票の全部又は一部の交付を受けることができる。

附 則（平成21年3月31日告示第57号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の印西市妊婦一般健康診査実施要綱の規定により医療機関委託妊婦一般健康診査受診票の交付を受けた対象者は、その者の妊娠週数及び受診した妊婦一般健康診査の回数に応じ、この告示による改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定による医療機関委託妊婦健康診査受診票の全部又は一部の交付を受けることができる。

附 則（平成22年3月23日告示第99号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正前の印西市妊婦健康診査実施要綱は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日以前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日告示第48号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日以前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月9日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日告示第45号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日以前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日告示第57号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の印西市妊婦健康診査実施要綱の様式については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

附 則（平成31年3月29日告示第45号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、

この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の印西市妊婦健康診査実施要綱の様式については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

附 則（令和2年3月27日告示第56号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第71号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日告示第59号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にある改正前の印西市妊婦健康診査実施要綱の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別表（第4条、第6条）

区分	回数	内容	助成金の額	受診票
A 票	1 回目	基本的な妊婦健康診査（診察、計測、血圧、尿検査及び保健指導をいう。以下同じ。）、血液検査：血液型（A B O 血液型・R h 血液型・赤血球不規則抗体）、血糖検査、貧血検査、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、H I V 抗体検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体検査	16,600円	別記第1号 様式
		（選択検査）子宮頸がん検査	3,900円	
	合計		20,500円	
B 票	2 回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	別記第2号 様式
		（選択検査）超音波検査	5,000円	
	合計		9,500円	
	4 回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
		（選択検査）超音波検査	5,000円	
	合計		9,500円	
	9 回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
		（選択検査）超音波検査	5,000円	
	合計		9,500円	
	12回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
（選択検査）超音波検査		5,000円		
合計		9,500円		
C - 1 票	3 回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	別記第3号 様式
	5 回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
	7 回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
	8 回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
	10回目	基本的な妊婦健康診査、B 群溶血性レンサ球菌検査	4,500円	
	11回目	基本的な妊婦健康診査、血液検査：貧血検査	4,500円	
	13回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	

C - 2 票	6回目	基本的な妊婦健康診査、クラ ミジア検査	9,500円 (助産所5,000 円)	別記第4号 様式
	14回目	基本的な妊婦健康診査、血液 検査：貧血・血糖・HTLV- 1抗体検査	9,500円 (助産所5,000 円)	

備考

- 1 超音波検査は、医師が実施するものに限る。
- 2 B群溶血性レンサ球菌検査は、助産所では実施できない。
- 3 6回目及び14回目の健康診査のうち助産所で実施できる健康診査は、基本的な妊婦健康診査に限る。

別記

- 第1号様式 (第4条)
- 第2号様式 (第4条)
- 第3号様式 (第4条)
- 第4号様式 (第4条)
- 第5号様式 (第6条)
- 第6号様式 (第6条)
- 第7号様式 (第6条)

改正

平成21年 3月31日 告示第58号
平成22年 3月23日 告示第100号
平成23年 3月31日 告示第49号
平成24年 7月 9日 告示第112号
平成25年 3月29日 告示第75号
平成26年 3月31日 告示第69号の2
平成27年 2月27日 告示第21号
平成29年 3月30日 告示第46号
平成30年 3月30日 告示第58号
平成31年 3月29日 告示第53号
令和 2年 3月27日 告示第57号
令和 3年 3月31日 告示第72号
令和 5年 3月31日 告示第85号
令和 7年 3月31日 告示第74号

印西市乳児健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定により実施される乳児健康診査（以下「健康診査」という。）の一層の徹底を図り、もって乳児の保健管理の向上を図ることを目的とする。

(健康診査の対象者)

第2条 健康診査を受けることができる者は、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている乳児（1歳未満の者をいう。以下同じ。）とする。

(費用負担の限度)

第3条 健康診査に対し費用負担する限度は、乳児1人につき2回以内とする。

(健康診査の実施)

第4条 健康診査は、市が契約した医療機関（以下「委託医療機関」という。）に委託して行う。

2 健康診査は、乳児が生後3か月から6か月までにある時期に1回及び生後9か月から11か月までにある時期に1回受診するものとする。

- 3 乳児の保護者は、次の各号に掲げる健康診査の区分に応じ、当該各号に定める様式による医療機関委託乳児健康診査票（以下「受診票」という。）を医療機関に提出して乳児を受診させるものとする。
 - (1) 乳児が生後3か月から6か月までにある時期に受診する健康診査 別記第1号様式
 - (2) 乳児が生後9か月から11か月までにある時期に受診する健康診査 別記第2号様式
- 4 乳児の保護者は、健康診査を受診するときは、母子健康手帳を持参しなければならない。
- 5 乳児の保護者は、健康診査の結果を母子健康手帳の予備欄に貼付するものとする。
- 6 乳児の保護者は、乳児が病気のとときに健康診査を受診させてはならない。
- 7 市長は、乳児の保護者の責めに帰すべき事由により受診票を紛失等したときは受診票の再発行は行わない。

（健康診査の内容）

第5条 この要綱に基づく健康診査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 問診及び診察
 - (2) 尿化学検査（試験紙等による判定量検査）
 - (3) 血液検査
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる内容については、医師が必要ないと認めたときは、これを省略することができる。

（受診票の交付）

第6条 市長は、妊娠届出書を受理した際、当該届出書を提出した保護者に対し受診票を交付する。ただし、転入その他これにより難い理由がある場合にあっては、保護者に理由を明記させた上、第3条に定める範囲内において、当該保護者の乳児につき必要と認められる受診票を交付する。

（委託外医療機関における受診の特例）

第7条 第4条第1項の規定にかかわらず、乳児が委託医療機関以外の医療機関（以下「委託外医療機関」という。）において、健康診査を受診した場合であって、当該乳児の保護者が乳児に委託医療機関において健康診査を受診させることが困難であると市長が認めるときは、当該保護者に対し当該受診に係る助成金を交付するものとする。

- 2 前項の規定により助成の対象とする健康診査の受診の次期及び

内容は、第4条の規定により委託医療機関に委託して行う健康診査と同様とする。

- 3 第1項に規定する助成金の額は1回の健康診査につき6,638円とする。ただし、保護者が健康診査の受診に係る費用として委託外医療機関に支払った額（前項の規定により助成の対象とする健康診査の内容に係る額に限る。）がこの項本文に規定する額を下回る場合は当該支払った額とする。
- 4 保護者は助成金の交付を受けようとするときは、乳児健康診査助成金交付申請書（別記第3号様式）に健康診査に係る医療機関が発行した領収書、母子健康手帳の写し及び使用しなかった受診票を添付し、乳児が健康診査を最後に受診した日から2年以内に市長に申請するものとする。
- 5 前項の規定による申請をもって実績報告があったものとみなす。
- 6 市長は、第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、乳児健康診査助成金交付決定・却下通知書（別記様式第4号様式）により、保護者に通知するものとする。
- 7 前項の規定による交付の決定をもって額の確定を行ったものとみなす。
- 8 第6項の規定による交付の決定を受けた者は、乳児健康診査助成金交付請求書（別記第5号様式）により市長に請求するものとする。
- 9 市長は、虚偽その他不正な行為により助成を受けた者がある場合は、当該助成を受けた者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（対象者に対する指導）

第8条 市長は、乳児の保護者に対し必要に応じ家庭訪問等により生活上の助言、指導又は支援を行うものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第58号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月23日告示第100号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日告示第49号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月9日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第75号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日告示第69号の2）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健

康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月27日告示第21号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月30日告示第46号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日告示第58号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第53号）

この告示中、第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第57号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第72号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第85号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日告示第74号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現にある改正前の印西市乳児健康診査実施要綱の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別記

第1号様式（第4条）

第2号様式（第4条）

第3号様式（第7条）

第4号様式（第7条）

第5号様式（第7条）

○印西市新生児聴覚スクリーニング検査事業実施要綱

令和3年3月31日告示第69号

印西市新生児聴覚スクリーニング検査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児聴覚スクリーニング検査（以下「聴覚検査」という。）受診の促進を図り、聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的に聴覚検査事業を実施し、予算の範囲内において聴覚検査に要する費用を助成することに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 聴覚検査の対象者は、聴覚検査実施日当日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている妊婦が出産した生後50日以内の児又は住民基本台帳法に基づき市の住民基本台帳に記録されている生後50日以内の児とする。

(受診票の交付)

第3条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出（以下「妊娠届出書」という。）を受理したときは、母子健康手帳の交付に併せて、新生児聴覚スクリーニング検査受診票（以下「受診票」という。）を交付するものとする。ただし、転入その他これにより難い理由がある場合にあっては、対象者の保護者に理由を明記させた上、必要と認められる受診票を交付する。

2 市長は、対象者の保護者が自らの責めに帰すべき事由により受診票を紛失したときは、再発行を行わない。

(聴覚検査の実施方法等)

第4条 聴覚検査は、市が聴覚検査の実施を委託している医療機関（以下「委託医療機関」という。）において実施する。

2 対象者の保護者は、委託医療機関に受診票を提出するものとする。

3 委託医療機関は、自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）、聴性脳幹反応検査（ABR）、耳音響放射検査（OAE）のいずれかによる聴覚検査を実施するものとする。

(初回聴覚検査費用の公費負担)

第5条 市長は、前条に定める聴覚検査のうち、初めて受けた聴覚検査（初回聴覚検査）に要した費用について、対象者1人につき3,000円を公費負担するものとする。

(委託医療機関以外の医療機関における聴覚検査の特例)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、対象者が委託医療機関以

外の医療機関（以下「委託外医療機関」という。）において初めて受けた聴覚検査（初回聴覚検査）であって、当該対象者の保護者が対象者に委託医療機関において検査させることが困難であると市長が認めるときは、当該保護者に対し当該検査に係る助成金を交付するものとする。

- 2 前項の規定により助成の対象とする聴覚検査の内容は、第4条の規定により委託医療機関に委託して行う聴覚検査と同様とする。
- 3 第1項に規定する助成金の額は、保護者が聴覚検査に係る費用として委託外医療機関に支払った額とし、3,000円を限度とする。
- 4 保護者は、助成金の交付を受けようとするときは、新生児聴覚スクリーニング検査助成金交付申請書（別記第1号様式）に、聴覚検査に係る医療機関が発行した領収書、母子健康手帳の写し及び使用しなかった受診票を添付し、当該検査日から1年以内に市長に申請するものとする。
- 5 前項の規定による申請をもって実績報告があったものとみなす。
- 6 市長は、第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、新生児聴覚スクリーニング検査助成金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により、当該保護者に通知するものとする。
- 7 前項の規定による交付の決定をもって額の確定を行ったものとみなす。
- 8 第6項の規定による交付の決定を受けた者は、新生児聴覚スクリーニング検査助成金交付請求書（別記第3号様式）により、市長に請求するものとする。
- 9 市長は、虚偽その他不正な行為により助成を受けた者がある場合は、当該助成を受けた者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（事後指導等）

第7条 聴覚検査実施機関は、聴覚検査の結果に基づき適切な指導を行うとともに、聴覚検査の結果、指導事項等を保護者へ説明し、同意の上、母子健康手帳に記入するものとする。

- 2 聴覚検査実施機関は、聴覚検査の結果が「要再検（リファー）」又は「難聴あるいは難聴疑い」であった児について、必要な支援が早期に受けられるよう、検査結果を速やかに市へ連絡するものとする。
- 3 市長は、聴覚検査実施機関からの連絡に基づき、指導を要する児

については、必要に応じて訪問指導等事後指導の徹底を図るものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に出生した児へ実施した新生児聴覚スクリーニング検査について適用する。

別記

第1号様式（第6条）

第2号様式（第6条）

第3号様式（第6条）

○印西市産婦健康診査実施要綱

令和3年3月31日告示第70号

印西市産婦健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律141号)第13条の規定に基づき、産後うつ病の予防や新生児への虐待予防を図ることを目的として行う産婦健康診査(以下「健康診査」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(健康診査の対象者)

第2条 健康診査を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、健康診査を受診する日において、市の住民基本台帳に記録されている産婦とする。

(事業実施機関)

第3条 健康診査の実施は、市長が事業の実施を委託した医療機関又は助産所(以下「委託医療機関等」という。)において行う。

(健康診査の内容等)

第4条 健康診査の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等の問診
- (2) 子宮復古状況、悪露、乳房の状態等の診察
- (3) 体重及び血圧の測定
- (4) 尿化学検査(白及び糖)
- (5) エジンバラ産後うつ病質問票(E P D S)を用いた産後うつ病スクリーニング
- (6) その他必要な事項

2 健康診査の回数は2回以内とし、実施時期はおおむね産後2週間又は産後1か月とする。

(受診票等の交付)

第5条 市長は、市の定める妊娠届出書を受理した際、当該届出書を提出した者に対し、受診票及び質問票(以下「受診票等」とする。)を交付する。ただし、転入その他これにより難い理由がある場合にあっては、対象者に理由を明記させた上、当該対象者につき必要と認められる受診票等を交付する。

(健康診査の結果の記入)

第6条 委託医療機関等は、受診票等及び母子健康手帳に健康診査の結果を記入するものとする。

(委託外医療機関における受診の特例)

第7条 第3条の規定にかかわらず、対象者が委託医療機関等以外の医療機関（以下「委託外医療機関」という。）において健康診査を受診した場合であって、当該対象者が委託医療機関等において健康診査を受診することが困難であると市長が認めるときは、当該対象者（以下「特例対象者」という。）に対し当該受診に係る助成金を交付するものとする。

- 2 前項の規定により助成の対象とする健康診査の内容は、第4条第1項に規定する健康診査の内容と同様とする。
- 3 第1項に規定する助成金の額は、1回の健康診査につき5,000円とする。ただし、特例対象者が健康診査の受診に係る費用として委託外医療機関に支払った額（前項の規定により助成の対象とする健康診査の内容に係る額に限る。）が当該助成金の額に規定する額を下回る場合はその額とする。
- 4 特例対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、産婦健康診査助成金交付申請書（別記第1号様式）に健康診査に係る医療機関等が発行した領収書、母子健康手帳の写し及び使用しなかった受診票等を添付し、健康診査を最後に受診した日から1年以内に市長に申請するものとする。
- 5 前項の規定による申請をもって実績報告があったものとみなす。
- 6 市長は、第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、産婦健康診査助成金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 7 前項の規定による交付の決定をもって額の確定を行ったものとみなす。
- 8 第6項の規定による交付の決定を受けた者は、産婦健康診査助成金交付請求書（別記第3号様式）により市長に請求するものとする。
- 9 市長は、虚偽その他不正の行為により助成を受けた者がいるときは、当該助成を受けた者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(対象者に対する指導)

第8条 委託医療機関等は、健康診査の結果を受け、別に定める事後指導の要否の基準に基づき、事後指導が必要であると判定された者に対し、事後指導を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条）

第2号様式（第7条）

第3号様式（第7条）

○印西市多胎妊婦健康診査費用助成実施要綱

令和4年3月31日告示第61号

印西市多胎妊婦健康診査費用助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多胎児を妊娠した者(以下「多胎妊婦」という。)が、印西市妊婦健康診査実施要綱(平成17年告示第67号)に規定する妊婦健康診査に追加して妊婦健康診査を受診した場合、その追加した妊婦健康診査(以下「追加健康診査」という。)に要した費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、母子健康手帳(母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。以下同じ。)の交付を受けた多胎妊婦であって、追加健康診査を受診する日(以下「受診日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されているものとする。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用(以下「対象費用」という。)は、国内の医療機関等において実施された追加健康診査に当たり、助成対象者が負担した費用とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、1回の追加健康診査につき5,000円を上限とする。

2 助成の回数は、1回の妊娠につき5回を上限とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、多胎妊婦健康診査費用助成申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 追加健康診査の診査項目及び対象費用の支払いを証する書類

(2) 母子健康手帳に記載された健康診査の受診状況の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、追加健康診査を最後に受診した日の翌日から起算して1年以内に申請するものとする。

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、助成の可否を決定し、多胎妊婦健康診査費用助成決定(却下)通知

書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の額を決定したときは、速やかに支払うものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者に助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条）

第2号様式（第6条）

○印西市不育症治療費等助成事業実施要綱

令和5年3月31日告示第86号

印西市不育症治療費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不育症のために不育症治療等を受けた夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「不育症治療等」とは、医師から不育症と診断された者に対し、医療機関が実施する不育症の治療及び検査の内、医療保険適用外のものをいう。

(助成の対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 婚姻している夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）であること。
- (2) 夫婦の双方又はいずれか一方が、第6条第1項に規定される助成の申請を行う日（以下「申請日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく、市の住民基本台帳に1年以上継続して記録されていること。
- (3) 医師から妊娠を継続する上で不育症治療等が必要と認められていること。
- (4) 第6条第1項の規定による申請に係る不育症治療等に要した費用について、他の市区町村（特別区を含む。）が実施する不育症治療等に係る類似の助成を受けていないこと。
- (5) 夫婦が共に市税の滞納がないこと。

(助成の回数)

第4条 助成を受けることができる回数は、一治療期間（不育症治療等を受けたことにより妊娠した者に係るその治療を開始した日から出産、流産又は死産に伴い治療が終了する日までの期間をいう。）につき1回とする。

(助成額)

第5条 助成する額は、保険給付の対象とならない不育症治療等に要した費用の額から次に掲げる額を控除した額の2分の1に相当する額（ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

- (1) 入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の治療に直接関係がない費用の額
 - (2) 千葉県不育症検査費用助成事業実施要綱（令和3年9月30日児第11322号。以下「県要綱」という。）第6条第1項第2号で定められた助成額
 - (3) その他市長が認める不育症治療等に要した費用についてなされる助成額
- 2 前項の「保険給付」とは、次に掲げる法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 国民健康保険法（昭和33年法律192号）
 - (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- （助成の申請）
- 第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不育症治療費等助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- (1) 不育症治療等医療機関証明書（別記第2号様式）
 - (2) 当該治療及び検査に係る領収書の原本及び診療明細書
 - (3) 第3条第1号、第2号及び第5号に規定する要件を市長が公簿等により確認することの同意書（別記第3号様式）。ただし、市長が公簿等により確認することに同意しない場合において、同条第1号、第2号及び第5号に規定する要件に該当することを証する書類とする。
 - (4) 県要綱に基づく助成の決定を受けている場合にあつては、千葉県不育症検査費用助成承認決定通知書の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、一治療期間が終了し、治療費の支払いが終了した日が属する月の翌月から1年以内とする。ただし、やむを得ない理由により1年以内に申請ができないと市長が認めた場合は、この限りではない。
- （助成の決定）

第7条 市長は前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、不育症治療費等助成決定（却下）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成の請求）

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、助成の決定の通知が届いた日から起算して30日以内に、不育症治療費等助成請求書（別記第5号様式）により市長に請求しなければならない。

（助成金額の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があると認めるときは、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に受ける不育症治療等について適用する。

別記第1号様式（第6条）

別記第2号様式（第6条）

別記第3号様式（第6条）

別記第4号様式（第7条）

別記第5号様式（第8条）

別記第6号様式

○印西市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業実施要綱

令和6年3月29日告示第73号

印西市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得の妊婦の経済的負担を軽減するとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるための印西市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象検査)

第2条 助成金の交付対象となる検査（以下「対象検査」という。）は、産科医療機関において実施する妊娠が判明した場合における初回の検査とする。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の要件に該当する者とする。

- (1) 対象検査受診日において、市に居住を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 対象検査受診日において、次のいずれかに該当する者
 - ア 市町村民税非課税世帯に属する者
 - イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - ウ ア及びイに準じる者として市長が認める者
- (3) 市以外の地方公共団体が実施する類似の支給を受けていない者

2 助成対象者は、次の各号のいずれにも同意するものとする。

- (1) 助成対象者であることを確認するため、市が世帯の課税状況を確認すること。
- (2) 妊婦健診の受診医療機関等と市が、支援に必要な情報を共有することに同意すること。

(助成金の額及び交付回数)

第4条 助成金の額は、対象検査に要した額とし10,000円を上限とする。

2 助成金の交付回数は、1回の妊娠につき1回とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、初回産科受診料助成金

申請書（別記第1号様式）に対象検査に係る領収書及び明細書の写しを添えて、対象検査を受けた日から起算して1年以内に市長に申請しなければならない。

2 市長は、他市区町村から転入により対象者の属する世帯の課税状況の把握が困難な時は、前項の申請書に課税状況を記載した証明書の添付を求めることができる。

（助成の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、初回産科受診料助成決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（償還払いによる助成）

第7条 市長は、前条の規定による助成金の交付を決定したときは、速やかに申請者の指定する口座に振り込むものとする。

（取消及び返還等）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成の決定を受けた者があるときは、当該決定を取り消し、既に助成金が支払われているときは、初回産科受診料助成決定取消通知書兼返還命令書（別記第3号様式）により助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条）

第2号様式（第6条）

第3号様式（第8条）

○印西市1か月児健康診査実施要綱

令和7年3月31日告示第73号

印西市1か月児健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律141号）第13条の規定により、出生後おおむね1月を経過した乳児の疾病の早期発見、早期治療及び健康増進を図るため、1か月児健康診査（以下「健康診査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 健康診査の対象者は、健康診査実施日において市の住民基本台帳に記録されている生後27日を超え、生後6週に達しない乳児とする。

(健康診査の実施)

第3条 健康診査の実施は、市長が事業の実施を委託した医療機関又は助産所（以下「委託医療機関等」という。）において行う。

(健康診査の内容等)

第4条 健康診査の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状況
- (3) 疾病及び異常の有無
- (4) 新生児聴覚検査及び先天性代謝異常検査の実施状況の確認
- (5) ビタミンK2投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与
- (6) 育児上問題となる事項

2 前項の内容を把握するため、次の各号に定める項目を実施する。

- (1) 問診
- (2) 身体計測
- (3) 医師による診察
- (4) 保健指導

(受診票等の交付)

第5条 市長は、母子保健法第15条に規定する妊娠届出書を受理した際、当該届出書を提出した保護者に対し、受診票及び問診票（以下「受診票等」とする。）を交付する。ただし、転入その他これにより難しい理由がある場合にあっては、対象者の保護者に理由を明記させた上、受診票等を交付する。

(健康診査の結果の記入)

第6条 委託医療機関等は、受診票等及び母子健康手帳に健康診査

の結果を記入するものとする。

(委託外医療機関における受診の特例)

第7条 第3条の規定にかかわらず、対象者が委託医療機関等以外の医療機関又は助産所（以下「委託外医療機関等」という。）において健康診査を受診した場合であって、当該対象者が委託医療機関等において健康診査を受診することが困難であると市長が認めるときは、当該対象者の保護者（以下「助成対象者」という。）に対し当該受診に係る助成金を交付するものとする。

2 前項の規定による助成の対象とする健康診査の内容は、第4条第1項及び第2項に規定する健康診査の内容と同様とする。

3 第1項に規定する助成金の額は、6,000円とする。ただし、助成対象者が健康診査の受診に係る費用として委託外医療機関等に支払った額（前項の規定により助成の対象とする健康診査の内容に係る額に限る。）が当該助成金の額に規定する額を下回る場合は、その額とする。

4 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、1か月児健康診査助成金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 健康診査に係る医療機関等が発行した領収書及び診療明細書

(2) 母子健康手帳の写し

(3) 使用しなかった受診票

5 助成金の交付申請をすることのできる期間は、健康診査を受診した日から1年以内とする。

6 市長は、第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、1か月児健康診査助成金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による交付の決定をもって額の確定を行ったものとみなす。

8 第6項の規定による交付の決定を受けた者は、1か月児健康診査助成金交付請求書（別記第3号様式）により市長に請求するものとする。

9 市長は、虚偽その他不正の行為により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に出生した乳児へ実施した 1 か月児健康診査について適用する。

別記

第 1 号様式（第 7 条）

第 2 号様式（第 7 条）

第 3 号様式（第 7 条）

○印西市歯と口腔(こうくう)の健康づくり推進条例(健康増進課所管)

平成25年3月25日条例第9号

改正

令和3年9月30日条例第24号

印西市歯と口腔(こうくう)の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、市、歯科医師等の責務並びに教育関係者、保健医療福祉関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、市民が日常生活において歯と口腔の疾患を予防し、早期に発見し、及び早期に治療を受けることにより、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組み、口腔機能の維持向上を図ることを促進するため、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 市民が、日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを推進すること。
- (2) 市民が、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり、適切な歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるよう環境整備を図ること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策相互の連携が確保されるように行うこと。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者(以下「歯科医師等」という。)は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、良質かつ適切な歯と口腔の保健医

療サービスを提供するよう努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第5条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であつて、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの(歯科医師等を除く。)は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、その保護する子どもの歯と口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療、望ましい食習慣の定着その他の子どもの歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(基本的施策の推進)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本的な施策として、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築に関すること。
- (2) むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯と口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療のためのかかりつけ歯科医による定期的な歯科健診及び歯科保健指導を受けることについての普及啓発

に関すること。

- (3) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした運動をいう。）に関する取組の推進、8029運動（80歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し、介護を必要としない高齢者を増やしていくための運動をいう。）の普及啓発、オーラルフレイル対策（加齢に伴って口腔機能が心身の機能の低下につながる虚弱な状態になることを予防し、当該状態を早期に把握し、及び改善するための取組をいう。）の推進その他年齢に応じた歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) フッ化物応用等のむし歯の予防対策の推進に関すること。
- (5) 母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 歯科医療を通して保護者による適切な口腔管理がなされていない子どもを早期発見することにより、被虐待児をはじめとした支援が必要な子どもに対する適切な支援につなぐ体制整備に関すること。
- (7) 障がい者を有する者、介護を必要とする者、社会的養護を必要とする子ども等が歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるようにするために必要な施策の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

○印西市健康づくり推進協議会設置条例（健康増進課所管）

令和6年3月18日条例第4号

印西市健康づくり推進協議会設置条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、印西市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- （1）健康づくりに係る計画に関する事項
- （2）健康づくりに係る事業の推進に関する事項
- （3）健康づくりのための知識の普及に関する事項
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）市民
- （2）保健又は医療関係者
- （3）関係行政機関を代表する者
- （4）学識経験を有する者
- （5）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康子ども部健康増進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

○印西市保健専門部会設置要綱（健康増進課所管）

平成19年 3月29日 告示第57号

改正

平成20年 3月31日 告示第53号

平成25年 3月29日 告示第73号

平成31年 3月20日 告示第34号

令和 6年 3月29日 告示第70号

印西市保健専門部会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、市が行う予防接種及び健（検）診等の方策を検討するとともに調整を行い、もって市民の健康の保持増進に資するため、印西市保健専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について、調査検討を行う。

- （1） 母子保健専門部会 母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する母子保健に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること。
- （2） 感染症予防専門部会 予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する予防接種に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること。
- （3） 成人保健専門部会 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する健康増進事業及び成人保健に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること。
- （4） 歯科保健専門部会 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に規定する歯科保健に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること。

（任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（組織）

第4条 専門部会の委員は、別表第1に定める市医、市歯科医等をもって組織する。

（会議）

第5条 専門部会の会議は、必要に応じて市長が招集し、別表第2に定める担当課の長が会議の議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 会議は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、別表第2に定める担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(印西市予防接種専門会議設置要綱の廃止)

2 印西市予防接種専門会設置要綱(平成3年告示第30号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月31日告示第53号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第73号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日告示第34号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第70号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(母子保健予防接種専門部会委員の任期)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前の印西市保健専門部会設置要綱(以下「旧要綱」という。)の規定による母子保健予防接種専門部会委員の任期は、旧要綱第3条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(最初に委嘱される母子保健専門部会及び感染症予防専門部会の委員の任期に関する特例)

3 施行日以後最初に委嘱される母子保健専門部会及び感染症予防専門部会の委員の任期は、印西市保健専門部会設置要綱第3条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

別表第 1（第 4 条）

専門部会の名称	委員
母子保健専門部会	市医 3 人以内 健康子ども部子ども家庭課長
感染症予防専門部会	市医 3 人以内 健康子ども部健康増進課長
成人保健専門部会	市医 3 人以内 健康子ども部健康増進課長
歯科保健専門部会	市歯科医 3 人以内 健康子ども部子ども家庭課長 健康子ども部健康増進課

別表第 2（第 5 条、第 7 条）

専門部会の名称	担当課
母子保健専門部会	健康子ども部子ども家庭課
感染症予防専門部会	健康子ども部健康増進課
成人保健専門部会	健康子ども部健康増進課
歯科保健専門部会	健康子ども部健康増進課

巻末3 評価指標の説明

事業評価の体系

評価枠組	概要	具体的な評価の例
評価 (構造)	事業を実施するための仕組みや体制を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の体制 ・ 予算 ・ 施設・設備の状況 ・ 他機関との連携体制 ・ 社会資源の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンパワーが充足している。事業に充てられる時間が確保されている。 ・ 担当者が助言を得る（相談できる）体制である。 ・ 関係者との打ち合わせ機会が確保されている。 ・ 担当者の習熟度等に頼らない仕組みが作られている。 ・ 担当窓口が周知されている。 ・ 予算が確保されている。 ・ 事業・業務の位置づけが明確化されている。
プロセス評価 (過程)	事業の目的や目標の達成に向けた過程（手順）や活動状況を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ アセスメント ・ 問題の分析 ・ 目標の設定 ・ 指導手段 ・ 事業実施者の態度 ・ 記録状況 ・ 対象者の満足度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画に基づく運営・活動ができています。 ・ 事業を振り返り、課題解決に結びついているかを評価し、さらに取り組むべき課題を検討している。 ・ 地域や関係者をつながり課題の共有等を行うことができています。 ・ 対象者や家族等の健康状態・生活状況・困りごとを捉え個別支援の必要な対象とその家族の全体を把握している。（個別支援） ・ 事例を振り返り、要フォローの判断が適切であったかや、支援の成果を評価している。（個別支援） ・ 地域のキーパーソンや保育園・幼稚園、小児科医、学校等と関連する情報を交換している。（個別支援）
アウトプット 評価 (事業量)	目的・目標の達成のために行われる事業の結果を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診率・参加率 ・ 支援実施者数・率 ・ 継続支援者数・率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診受診率 ・ 事業参加者数・率 ・ 支援者数 ・ 継続支援者数
アウトカム 評価 (結果)	事業の目的や目標の達成度、成果の（数値目標）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査値等の変化 ・ 支援該当者、高リスク者の割合 ・ 死亡率、該当者数（率）の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目標に関する数値の変化 （単年では評価できない場合も多いが、評価指標に据え掲載することで経年的に変化を確認できる。） ・ 対象者から「事業に参加してよかった」「相談してよかった」などの声が聞かれる。 ・ 必要な社会資源が整備され利用者が増える。 ・ 生活状況等の把握が必要な対象者の面接や訪問の機会が増える。 ・ 協同、協力してくれる人が増えたり、つながりが密になり、見守り支援などができる地域の活動が活発になる。（地区活動） ・ 状況が悪化せず、見守りや支援等の体制を維持することができる。（個別支援） ・ 状況を改善させるための手立て（服薬開始、周囲の協力体制の構築等）をとることができた。（個別支援） ・ 支援が途絶えてしまう人がいない。（個別支援）

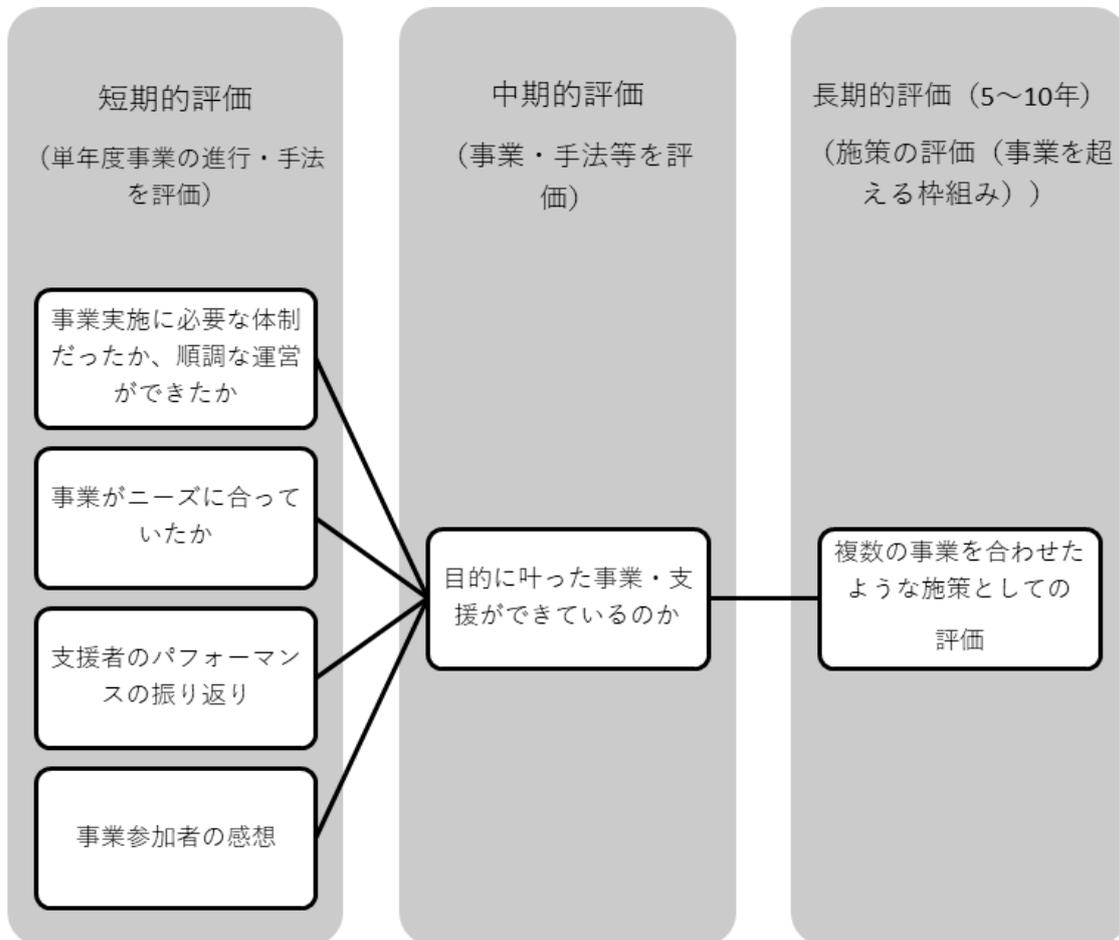
※参考：厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム」

「保健活動の評価指標・評価マニュアル」

平成27年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「保健師による保健活動の評価指標の検証に関する研究」班 主任研究者 平野かよ子氏

【アウトカム評価のタイミング】



※短期的評価、中期的評価を行う中で、改善点を見つけ、PDCA サイクルを回し、有効な施策を実施していく。

